https://rodosoken.com/

ISSN 0918-7618

1999年夏季号

治

克己

No.3

●新ガイドライン・米国と日本──戦後社会の構造転換 渡辺

クォータリ

●雇用流動化と最低賃金制への視点

草島 和幸

片岡

●北海道の政治経済状況と当面する課題

国際・国内動向

第2ラウンドを迎えたフランスの週35時間制闘争	宮前	忠夫	
韓国訪問雑感	柿崎	繁	
税関賃金差別裁判横浜事案東京高裁逆転勝利判決の歴史的	意義		
	上山	興士	
書評			
木元進一郎著 『能力主義と人事考課』	用黒	兼一	
角瀬保雄編著 『「大競争時代」と規制緩和』	藤田	実	
新刊紹介			
建設労働協約研究会編 『建設現場に労働協約を』	荒川	幸子	
真田是他著『「社会福死」への道』	逆井	直紀	



https://rodosoken.com/

労働総研クォータリー



第35号(1999年夏季号)

•編集後記

目 次

●新ガイドライン・米国と日本―戦後社会の構造転換	渡辺	治	2
●雇用流動化と最低賃金制への視点	草島	和幸	11
●北海道の政治経済状況と当面する課題	片岡	克己	18
国際・国内動向			
■第2ラウンドを迎えたフランスの週35時間制闘争	宮前	忠夫	24
■韓国訪問雑感	柿崎	繁	27
■税関賃金差別裁判横浜事案東京高裁逆転勝利判決の歴史的意義	上山	興士	29
書 評●木元進一郎著『能力主義と人事考課』	黒田	兼一	32
●角瀬保雄編著『「大競争時代」と規制緩和』	藤田	実	34
新刊紹介●建設労働協約研究会編 『建設現場に労働協約を』 荒川 幸子 ●真田是他著『「社	社会福?	死」	36
への道』逆井 直紀			
 ●読者のひろば 23 ●次号予告 			37

38

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)



- 2 -

はじめに―戦後社会の構造転換の画期 としての新ガイドライン

通常国会では、新ガイドラインを実行するた めの周辺事態法案が十分な議論も欠如したまま、 国会を通過した。この新ガイドライン、周辺事 態法は、湾岸諸国や北朝鮮など、日本「周辺」 で生じた紛争に対する米軍の軍事介入を日本が 全面的にバックアップする為の態勢づくりをね らったものであるが、これは単に軍事・安全保 障面で安保条約の大改定を意味する画期である のみならず、90年代に進行している戦後社会の 構造転換の一部をなし、その画期ともなると思 われる。

しかも、こうした日本社会の転換は、ひとり 日本だけに起こっているものではなく、80年代 以降、アメリカを先頭に世界の先進資本主義諸 国で進行している構造転換の一環、それも最も 遅れた一環をなしていると考えられる。

本稿では、新ガイドラインを締結するに至っ た日米双方の事情を検討し、それが日米双方の 社会の、いかなる構造的転換の一環として行な われているかを明らかにしたい。

新ガイドラインを産んだ 日米共通の背景

そこで、まず手始めに、新ガイドラインは、 冷戦が「終焉」した後に、なぜわざわざ結ばれ たのか、という疑問から検討したい。

(1)日米双方の思惑の合作としての新ガイドラ イン

"いまなぜ新ガイドラインが締結されたのか"、 という点について、もっともよく指摘されてい るのは、アメリカの世界戦略上の思惑であり、 日本は外交上の無能の故に、否も応もなく従わ せられたという見方である。たとえば、自民党 政治家の重鎮、後藤田正晴は、新ガイドライン は日本の国益にあわないとしてこれを批判し、 返す刀でこうした新ガイドラインを唯々諾々と 飲んだ外務省と政府の卑屈な態度を称して、「半 保護国」であると断じた¹⁾が、このような見方 は、その例である。

しかし、こうしたアメリカの側の意図ばかり を強調しても、事柄の反面しか明らかにしえて いない。確かに、日本政府の対米外交が卑屈で あることはいまに始まったことではないが、そ の卑屈な政府でも、以前は、現在、周辺事態法 がやろうとしているような日本「周辺」におけ る紛争への米軍の軍事行動に対し日本が協力す ることについては極めて消極的であった。日本 と米国は、1978年に旧ガイドラインを締結し たが、この時すでに、アメリカは、日本が直接 攻撃される「日本有事」の場合のみならず、朝 鮮半島や台湾で紛争が発生した「極東有事」の 際に米軍の行なう戦闘作戦行動に対し、日本が 全面的に協力してくれることを求めて、ガイド ライン中に「日本以外の極東における事態で日 本の安全に重要な影響を与える場合「米軍に対 し行なう便宜供与のあり方についてあらかじめ

労働総研クォータリー№.35(99年夏季号)

相互に研究を行なう」という文言を挿入した。 しかし、この研究は、その後日本側のサボター ジュによって事実上店晒しにされたままになっ ていたのである²⁾。

ところが新ガイドラインでは、「周辺事態」に 際しての米軍の軍事行動に対し日本は積極的に 後方支援をやろうというのである。ここには明 らかに大きな方針転換があるといわねばならな いが、こうした方針転換がなぜ起こったかは、 ただ、日本政府の対米追随性や、外交的無能を 強調するだけでは解けないのである。

(2)新ガイドラインを必要とした日米共通の事 情

結論から言えば、新ガイドラインは、日米双 方の相異なる、しかし双方ともに切実な思惑の 合作として締結されたものとみる必要がある。 しかし、ここで強調したいのは、その先である。 実は、新ガイドラインを必要とするに至ったア メリカと日本の双方の事情には、驚くほど共通 のものがあるという点である。

共通する点は3つある。その第1は、アメリ カも日本も、90年代とくに冷戦「終焉」以降に たてられた新たな戦略上の理由から新ガイドラ インを必要とし、またそれを受け入れるに至っ たのだが、その戦略の背後には、それぞれの国 の大企業、もっと正確にいえば多国籍企業段階 に入った資本の要請があるという点である。

第2は、日米双方に新たな戦略を要請した、 新資本主義は、従来の政治のあり方にも大きな 変更を迫り、60~70年代の福祉国家型政策を 再編して、所得税・法人税減税、あらゆる部面 での「規制緩和」を中心とする新自由主義改革 を求めた結果、両国とも、時期はずれるにせよ、 軍事上の手直しと時を同じくして既存政治構造 の改編が進行したという点である。レーガン政 権、クリントン政権然り、また橋本内閣、小渕 内閣も然りである。

第3は、こうした軍事、経済政策面での新方

向と同時に、既存の社会的統合の構造の大規模 な再編が進行し、日米双方の社会をそれなりに 安定させてきた既存の社会統合のあり方が大き く変貌し、統合の不安定化が生じているという 点である。アメリカでは、80年代に入ってから 多国籍企業化の進行のもとでアメリカ経済の不 況が深刻化し、その克服のために行なわれた大 規模な企業リストラ、「規制緩和」による弱小産 業の切り捨てなどの結果、「中産階級の衰退」「ア メリカンドリームの終焉」といわれる事態が進 行した。90年代に入り、こうした新自由主義改 革の結果、アメリカはいまや未曽有の好況にわ いているが、そのもとでも容赦のない企業リス トラが展開され、中産階級の没落、貧富の差の 拡大など社会の分裂が進行している。

日本でも、90年代に入っての長期の不況のも とで、ホワイトカラー層にまで及ぶ過酷な企業 リストラ、終身雇用、年功制、企業内福利など 今まで日本の経済成長と企業への忠誠競争構造 の源といわれてきた既存の企業社会的統合が、 これまた容赦なく切り捨てられようとしている。

このように、アメリカにしても、日本にして も、新ガイドラインを必要とする新たな世界戦 略は、実は既存の社会構造全体を変えようとい う再編成の一環として起こっているのである。

2. アメリカの唯一覇権大国化 と社会の分裂

(1)世界市場支配の維持と新ガイドライン

では、アメリカの側は、なぜ新ガイドライン を必要としたのであろうか。冷戦「終焉」後の アメリカの新戦略も、こうした資本の多国籍企 業化という視点からはじめて理解できる。

①自由市場の拡大を求めた米国の世界戦略

アメリカの世界戦略は、アメリカ資本主義の 構造に深く規定されてきた。一口でいうと、ア メリカの世界戦略は、20世紀初頭以来一貫し て、「門戸開放帝国主義」³⁾と呼ばれるように、 アメリカ資本の活動を保障するための自由な世

- 3 --

新ガイドライン・米国と日本一戦後社会の構造転換

界市場秩序の形成を力ずくで強制することに あった。強い競争力を持っていたアメリカ資本 は、自由な市場さえあれば、世界のどこへでも 進出することができたからである。第2次大戦 後における「冷戦」も、こうした自由な世界秩 序づくりの一環としての性格を持っていた。ソ 連を盟主とする「社会主義圏」は、自由な市場 という観点からは、ナチスドイツや日本帝国主 義に優るとも劣らぬ妨害物であったからである。 ②冷戦「終焉」の意義

冷戦の「終焉」・ソ連の崩壊は、アメリカ資本 にとっても、歴史的な意味を持つものであった。 それはマルクスが、かつて言った意味での一個 の「世界」の確立を意味した。

アメリカにとって、冷戦の「終焉」は以下の ような意義を持つものであった。第1に、冷戦 「終焉」によって、アメリカが求めていた自由な 市場が拡大しグローバルな規模になった。単に ソ連・東欧圏が崩壊して自由市場圏に組み込ま れただけでなく、それにともなって、10億以上 の人口を持つ中国、ベトナムなどアジアの社会 主義圏も市場開放を行なった。また第3世界の 諸国がそれまでの、ソ連圏という一方のついた てを失って、自由市場圏に一層強固に組み入れ られざるを得なくなったことである。こうして 自由な世界市場はそれまでの10億人市場から一 挙に40億人市場へと拡大したのである。これは 世界の多国籍企業の競争を激化し「大競争時代」 が到来した。

第2に、それは、アメリカがその拡大した世 界市場の唯一の覇権国となったことを意味して いた。冷戦時代以上にアメリカの軍事的プレゼ ンスのカバーする領域は拡大したのである。

第3に、それは、アメリカ経済には一層の負 担を負わせることを意味した。ところが、この 時期には、アメリカ経済は、ほかでもなく資本 の多国籍企業化によって、産業が空洞化し、ま た多国籍企業の活動の自由を保障するために推 進された新自由主義改革によって、弱小産業が 衰退し、深刻な不況に陥っていた。アメリカは、 軍事と経済のギャップに悩むことになったので ある。

③米国の新世界戦略の目的

アメリカの新戦略は、以上のような米国の直 面した新たな状況すなわち世界大の軍事プレゼ ンスの拡大の要請と軍事・経済のギャップに対 処するための新たな方策として打ち出された。 新たに確立された世界戦略は、以下の諸特徴を 持つものであった。

第1に、冷戦期には前面に出ていたイデオロ ギー的正当化がはぎ取られ、米軍のグローバル な展開を正当化する理由づけとして、自由な世 界の市場秩序の維持・拡大という目標が露骨に 打ち出されたことである。93年のクリントン政 権の国防長官に就任したペリーは、「アメリカの 安全のためになさなければならないもっとも重 要なことは、アメリカ経済を強化することであ る」⁴⁾と宣言し、大統領補佐官のレイクは、新 戦略を「封じ込め戦略から拡張戦略へ」と定式 化した。日く、「冷戦の間われわれは市場民主主 義諸国に対する地球的脅威を封じ込めた。いま やわれわれは、市場民主主義の広がりをさらに 拡張すべきである。封じ込め戦略の後を継ぐの は拡張の戦略、市場民主主義諸国の自由世界共 同体の拡張戦略でなければならない」と5)。

とくにアメリカは「ボトムアップレビュー」 において、冷戦後に必要とされる軍事力の規模 について、世界で同時に2つの地域で紛争が勃 発しても対処できる態勢の整備を謳ったが、こ こでは具体的には北朝鮮とイラクへの同時作戦 が念頭におかれていたのである。

第2に、しかし、他方アメリカ単独の軍事負 担は、財政の肥大化→税負担という形でアメリ カ経済をさらに圧迫するばかりでなく、アメリ カ多国籍企業の競争力低下をもたらす意味でも 避けなければならない。そこで、アメリカは、 世界秩序の維持のための軍事的行動を、当初は 国連を利用して、後には安保やNATOという軍

— 4 —

事同盟を利用して他国、とりわけ、ドイツと日本に負担を負わせる方針をとったのである。と くに、国連がアメリカの思惑どおりにはなかな か動かないことが判明するに従い、後者が戦略 の主たる方向となった。

アメリカの新たな対日戦略も、こうした世界 戦略の一部として策定された。第1、アメリカ 経済がいまや大西洋からアジア太平洋地域に比 重を移しつつある現在、その軍事プレゼンスは 増大させる必要が生じこそすれ、低下させるわ けにはいかない。そこで、アジア太平洋地域の 10万人軍事プレゼンス、沖縄における米軍のプ レゼンスの継続が打ち出された。

第2に、米軍の軍事的主導の下、日本に経済 的のみならず軍事的にも分担を増加させる方針 が打ち出された。

こうした新戦略の具体化として、新ガイドラ インが締結され、日本「周辺」における紛争に 際して米軍が戦闘作戦行動に出た場合に日本が 全面的に後方支援を行なうことが求められたの である。

(2)米国経済の衰退と「復権」

ところで、以上垣間見たような、新ガイドラ インに行きつくアメリカの新戦略は、アメリカ の政治・社会構造の大規模な再編と同時に進行 していた。

冷戦期のアメリカは、国内において、極めて 安定的な統合の構造を作りだしていた。自動車、 テレビをはじめとした耐久消費財の大量生産・ 大量消費体制による重化学産業の発達を土台に した圧倒的な生産力を背景に、労働者階級を体 制内に統合する強固な構造が形成された。この 統合構造は、重化学産業のブルーカラー労働者 を中核とするAFL=CIOとの階級的妥協と、経 済成長によって増加した財政を教育・福祉に対し て再配分する福祉国家型介入の2本柱によって 成り立っていた。「アメリカンドリーム」とは、 こうした統合を労働者の側から見た言葉であっ 労働総研クォータリー№35(99年夏季号)

た。

①多国籍企業化によるアメリカ経済の衰退

ところが、こうしたアメリカ経済は、80年代 に入り深刻な不況に直面し、経済の衰退が大き な問題となった。80年代にアメリカの「衰退」 をもたらした第1の原因は、アメリカ経済のグ ローバル化、とりわけアメリカ企業の多国籍展 開であった。

アメリカ資本の膨張の結果、50年代末葉あた りからアメリカ資本は、海外に生産拠点を移し 多国籍企業形態をとるようになった。これは直 接には、EECの結成による関税障壁を逃れるた めの対抗策であったが、より根本的には、資本 の巨大化が生んだ独占資本の新たな形態であっ た。海外生産に踏み切ることによって、他国の 市場により深く進出しようというものであった からである。アメリカ資本の多国籍展開に対抗 して、イギリスやフランスの大企業も多国籍化 し、70年代にはアジアにも進出するに及んで、 多国籍企業は独占資本の主たる形態として定着 したが、これは、アメリカ国民経済に深刻な影 響をもたらしたのである。すなわち、製造業の 大企業が次々に海外に生産拠点を移したために 国内製造業の衰退と空洞化が起こった。大企業 の周辺の中小企業も衰退を余儀なくされた。こ うした製造業の衰退に伴って、その中心都市の 衰退が起こり、都市問題、貧困の滞積が生じた。 また多国籍企業の海外生産の製品が逆にアメリ カに輸入され、アメリカの農業や中小企業を圧 迫することとなった。多国籍企業化が、アメリ カの衰退の最大の要因となったのである。

②新自由主義改革による中産階級の没落

多国籍企業化によるアメリカ経済の地盤沈下 は、それに対処するための新たな政治を生み出 した。それが新自由主義であるが、この政策が アメリカの「衰退」を加速したのである。多国 籍企業化にともない政治への要請が大きく変 わった。多国籍企業は、国内市場の開放を要求 して、国内製造業や中小企業への保護と規制の

----- 5 ----

新ガイドライン・米国と日本一戦後社会の構造転換

撤廃や緩和を求めた。また、生産拠点を国外に 移している多国籍企業は、財政政策においても、 国内産業保護のための公共投資よりは、減税を 求めた。

こうした多国籍企業の要請を実現することに よってアメリカの経済的地盤沈下を防ごうとし たのが、新自由主義であり、それを担ったのが、 レーガン政権の政策であった。レーガン政権は、 まず税制改革によって、所得税の累進制を大幅 に緩和し最高税率を下げて上層を優遇し、法人 税を大幅に減税して大企業の要請に応えた。ま た公教育や病院などの公的サービスを削減する 一方、「強いアメリカ」を掲げて国防費を大幅に 増額した。さらに「規制緩和」政策によって航 空機産業、輸送、石油などの規制を取り払った。 このように、レーガン政権の政策は、多国籍企 業の活動を一層自由にし、それを支える上層を 保護することによりアメリカ経済の「衰退」の 克服をはかろうとしたものであり、これが、ア メリカ社会の「中産階級」を直撃し、その縮小・ 「衰退」を加速化したのである。

③情報化投資による企業リストラ

90年代に入り、こうしたアメリカの「衰退」 は、さらに多国籍企業を中心とした企業のコン ピューター化、それにともなうリストラによっ て一層急速化した。「大競争時代」の企業間競争 に勝ち抜くために、アメリカ大企業はこぞって 日本企業の労働者支配をまねたリストラ、さら に情報化投資によるリストラを敢行したが、こ れが大量のブルーカラーのみならずホワイトカ ラーカラーの失業を生み、社会の階層分化が一 層進展したのである。

④アメリカ経済の「復権」と社会の分裂の進行

こうしたリストラによって、91年以降、アメ リカ経済は不況から脱して、長期の好況に突入 した。戦後最長の好況を記録した60年代の好況 に並ぼうとする、この長期の好況は、情報化投 資による生産性上昇により、賃金上昇とインフ レを伴わない好況を実現しているため、好況→ インフレ→金融引き締め→不況というサイクル が働かない「ニューエコノミー」が実現したと いわれるに至っている⁶⁾。長期の好況で巨額の 財政赤字も克服された。

しかし実は、現代アメリカの好況は、一層重 大な特徴を持っているのである。それは、この 長期の好況にもかかわらず、80年代に進行した 「中産階級の没落」現象が一層進行し、社会的統 合の縮小が進行しているという点である。

第1に、長期の好況にもかかわらず企業のリ ストラが進行し、大量のレイオフが続いている。 とくに90年代のリストラは、情報化投資による 中間管理職などホワイトカラーのリストラを特 徴としている⁷¹。確かに、こうした失業労働者 は、増大するサービス産業などに吸収され失業 率は上昇していないが、こうした労働力の移動 は労働者にとっては決して水平移動ではなく、 企業の正規従業員からパート、派遣への転換、 つまり賃金や社会保険の低下、劣悪化を伴うも のである。その結果、90年代に入っても、ブ ルーカラーのみならずホワイトカラーの賃金は 上昇せず、社会の極く一部の上層と中・下層の 分裂が深まっている。

第2に、レーガン・ブッシュ政権のみならず、 従来アメリカ政治において福祉国家的政策の主 体とされてきた民主党のクリントン政権下でも、 新自由主義改革が遂行され、むしろレーガン政 権下以上に、規制緩和と福祉の切り捨てが進行 している。

その結果、第3に90年代のアメリカでは、教育の荒廃、社会的治安の悪化が進行し、いわば「治安国家」化とでもいうべき現象が進行している。公立学校を中心とする学校の秩序の悪化は著しく、銃による殺人や暴行が頻発し、スクールポリスと呼ばれる警察官の常駐が行なわれている地域が増加している。

以上のように、アメリカ社会は、いま、多国 籍企業の利益を軸に政治・社会全体の構造的転 換が強引に推進されているのである。

- 6 ---

労働総研クォータリーNo.35(99年夏季号)

日本社会の構造転換と 新ガイドライン

日本が90年代に入って新ガイドラインの締結 に応じた背景にも、多国籍企業化にともなう日 本企業の海外展開がある。もともと、日本企業 はアメリカのそれと異なって、80年代中葉まで 多国籍化に極めて消極的であった。日本企業の 競争力の原因は、企業の労働者支配といい、ま た下請け支配網といい、いずれも国内生産によっ て得られるものであったから、輸出の拡大によ る貿易摩擦の増大や円高にもかかわらず日本企 業は、じっと我慢して国内に頑張っていたので ある。ところが、80年代中葉の円高政策と貿易 摩擦の拡大による対米輸出規制の強化により、 さしもの日本企業も海外展開を余儀なくされ、 怒涛のごとき多国籍化が始まった。しかも日本 企業の強いられた多国籍化は、欧米のそれと異 なり、アジア地域に向かったのである。

(1) 日本の軍事大国化への転換の衝動

こうした日本企業の多国籍化は、2つの点で 戦後社会の構造的転換を求めた。

①多国籍企業の安全と特権の維持のための軍事プレゼンス

ひとつは、多国籍化した日本企業はその活動 の安全と自由な経済秩序の維持のために、軍事 的政治的プレゼンスを求めるようになったこと である。多国籍企業は、国内生産をしている企 業と違って、他国に工場を建て、そこで労働者 を雇って生産を行うために、進出先国の政治的 安定、景気、金融や税制、さらに労使関係、環 境基準などにまで強い関心を持たざるを得ない。 進出先の国で政変が起こったり、戦争、内乱、 民族紛争などが起こって、自由な活動ができな くなっては、大変だからである。そこで、多国 籍企業は何より、その自由な活動の保障と政治 の安定を欲するのである。そのためには自国の 軍事的プレゼンスが不可欠となる。

しかし多国籍企業が軍事的プレゼンスを求め

るのは、こうした自由な活動の保障を求めるか らだけではない。実は多国籍企業は、進出先の 条件が企業の蓄積に有利なところを選んで進出 する。日本企業がアジア地域に進出を強めてい るのも、こうした有利な条件を求めてのことで ある。アジア諸国は、日本国内に比べて賃金が 安いばかりでなく、インドネシアやタイなどの ように、外国企業を導入して経済発展を図って いる開発独裁政権下では、税制などの面で外資 に優遇措置をとっている。おまけにこうした諸 国では経済団地内では労働組合が禁止されてい たり、ストライキが禁止されたりして企業に有 利であるだけでなく、環境規制基準も低く日本 ですでに使えなくなったプラント類の使用が公 然と可能である場合も少なくない。しかしこう した特権は、通例、開発独裁政権によって維持 されていることが多いから、もしその政権が倒 れ、リベラルな政権に取って代わるようなこと があれば、失われる危険がある。そこで多国籍 企業はこうした特権の源となっている開発独裁 政権が維持されることを望むのである。

アジア地域は、急速な経済成長を遂げており、 また開発独裁政権により特権が設定されていて うまみも多い代わりに、政治的には不安定なと ころが多い。最近に限っても、カンボジアのクー デターやインドネシアのスハルト独裁政権の倒 壊などが起こっているし、ミャンマーでは依然 軍事独裁政権のもとで国内での緊張が続いてい る。インドネシアの東チモールのように民族紛 争が深刻化している地域も少なくない。それだ けにそれら諸国の政権の安定化のためにODA援 助が求められるだけでなく、いざ政変やクーデ ターが起こった際には、軍事的プレゼンスによっ て秩序と特権を維持することが求められるので ある。

②軍事大国への構造転換

日本企業の海外進出にともない、こうした軍 事的政治的プレゼンスを求める声は大きくなっ ていった。ところが、そうした要求は、そう簡

— 7 —

新ガイドライン・米国と日本―戦後社会の構造転換

単には通らなかった。なぜなら、自民党政権の もとでも、憲法第9条の存在と強い平和運動に よって、従来日本の軍事大国化は、大きく制限 されてきたからである。中曽根政権は、「戦後政 治の総決算」を掲げて、こうした軍事大国化へ の転換をはかった。防衛費の対GNP比1%枠の 撤廃、国家秘密法、有事法制の制定、さらにイ ラン・イラク戦争末期における掃海艇の派遣の 試み、靖国神社への首相の公式参拝などがそれ であるが、GNP比1%枠の撤廃を除いて全て挫 折した。この経験から、支配層は、既存保守政 治の構造をそのままにしては、軍事大国化への 道は容易でないことを自覚したのである。

しかし、多国籍企業化は、こうした軍事大国 化への衝動を一層強くした。とくに90年代に 入って、ソ連・東欧が崩壊して「大競争時代」 が始まると、こうした要求は切実なものとなっ た。財界は、こうした軍事大国化の遅れに業を 煮やして、自民党政権に愛想を尽かし、自民党 政権を倒して「政治改革」を強行しようとする 小沢一郎らの勢力に期待し、これを後押しした。 こうして93年の政変で自民党政権は倒れ、「政 治改革」の名のもとに小選挙区制が導入され、 社会党の変質解体が実現した。軍事大国化への 転換の政治的障害物が除去されたのである。小 選挙区制による選挙で、自民党、新進党、民主 党の3党でじつに500議席中450議席を占める という、新たな保守独裁の政治体制下で、よう やく新ガイドラインが締結されたのである。

③なぜ新ガイドラインなのか?

ところで、日本の軍事大国化は、自衛隊の海 外派兵という形でなく、なぜ新ガイドラインに よる日米軍事協力という形をとっているのであ ろうか?日本の軍事大国化が自前の形をとれな い最大の原因は、占領支配以来の日本の米国へ の従属、とりわけ軍事的従属にある。しかし、 こうした対米従属に加えて、軍事大国化の方向 を規定している理由がいくつかある。

1つは、自衛隊の海外派兵はやりたいのは山々

だが、できないからである。自衛隊の海外派兵 を自由に行なう体制を作るには、憲法の改悪を はじめとして大きな改革が不可避であるが、こ れには大きな反対運動が予想されるばかりでな く、日本の軍事大国化を恐れるアジア諸国の強 い反発を受けざるを得ない。そんなことになれ ば、アジア諸国での企業の活動に支障が出て、 あぶはち取らずになるからである。

第2の理由は、多国籍企業の望む軍事的プレ ゼンスは、何も自衛隊の単独行動である必要は ないということである。現代の多国籍企業は、 戦前の日本帝国主義のように、植民地や勢力圏 をつくって排他的に利権や市場を独占すること をめざすのではなく、自由な市場での競争秩序 を欲する。こうした自由な競争が保障されさえ すれば、多国籍企業は地元企業などを駆逐する ことができるからである。現代の多国籍企業に とっては、世界がブロックに分割されて自由な 活動が阻害されるほうがかえって迷惑なのであ る。こうして現代の大国の軍事行動は、湾岸戦 争における多国籍軍やNATO軍によるユーゴ・ コソボへの空爆などむしろ共同の軍事力行使の 方が一般的でさえある。

④国連から新ガイドラインへ

ところで、日本がそうした共同の軍事力行使 を追求する場合、国連PKOや多国籍軍への参加 という形と、新ガイドラインでめざされている ような日米共同作戦が考えられる。

90年代初頭においては、財界もまた政府も、 国連の旗のもとに自衛隊の派兵を行なおうとい う方針を打ち出した。とくに、ソ連の崩壊や中 国の市場経済化で国連安保理が大国の共同利益 維持機関に変質する中で、国連PKOや多国籍軍 の形での海外派兵が構想されたのである。92年 のPKO協力法の制定と、続くカンボジアPKO への自衛隊の派遣は、その第1歩であった。

しかし、アメリカの方針転換と軌を一にして、 日本政府も、次第に軍事大国化の方向を国連か ら日米同盟重視の方へと転換するに至った。

8 -

その理由は、国連は紛争への介入に際して、 安保理の決議をとる必要があり、なかなか政府 の思惑どおりにはならず、いざというときに間 に合わない恐れがあるのに対し、もっとも手っ 取り早いのは、米軍の出動であるとなったから である。とくにアジア太平洋地域での紛争に際 しては常駐している米軍の出動は容易であり、 日本がそれを後方支援することによって、日本 企業の安全と特権もより確実に守ってもらえる というわけである。

こうした重点の移動は、細川政権の時につく られた防衛問題懇談会報告では、国連協力が重 視されていたものが、95年11月に閣議決定さ れた新「防衛計画の大綱」では日米軍事同盟が 第1に掲げられるに至ったことによく現われて いる⁸⁾。また、経済同友会が1997年に企業経営 者に対して行なったアンケートでも、極東有事 の際の米軍への協力については、法律を改正し て米軍の後方支援をすべきだという回答がじつ に80.3%に及び、反対は7.1%にとどまったの に対し、逆に国連については、国連中心主義で、 という意見はわずか17.9%にとどまり国連の限 界を認めたうえで現実主義で望めという回答が 80.1%に及んだ⁹⁾。

こうして、日米の思惑が合致して、96年4 月、日米安保共同宣言が発せられ、アジア太平 洋地域での米軍のプレゼンスが確認され、日米 防衛協力のためのガイドラインの見直し作業が 始まったのである。そして97年には新ガイドラ インの締結が行なわれた。日本は、アジア地域 の紛争における日米軍事協力を望んだのに対し、 アメリカは、アジア太平洋地域ばかりでなく中 東を含む広範な地域での米軍の戦闘作戦行動へ の日本の後方支援を望んだ結果、「極東」という 文句に代えて、より広い「周辺」有事の際の米 軍の行動への協力が謳われたのである。

(2)新自由主義改革と企業リストラ—企業社会 の転換

労働総研クォータリー№35(99年夏季号)

現代日本では多国籍企業化にともなって、軍 事大国への転換とともに、もう1つの転換が推 進されている。それは多国籍企業が要求する新 自由主義改革が推進され、またそれと並行して 企業の過酷なリストラによって既存企業社会が 大きく転換しつつあることである。しかしこの 点の検討はもはや紙幅の余裕がないので、結論 のみを書くにとどめたい¹⁰。

新自由主義改革と「規制緩和」

多国籍企業は、進出先の市場での自由な活動 を望んで市場の開放を求める。そこで日本も相 互的に農産物や流通、建設などの国内市場の開 放が求められることになった。いわゆる「市場 開放」「自由化」の要求である。それに加えて、 90年代に入ると、アメリカ企業がリストラに よって競争力を回復し、逆に日本企業の競争力 が相対的に低下した。アメリカ経済が復活する のと対照的に、日本経済は長い不況に突入した が、財界は、この不況の原因は、自民党政治の もとでの保護と規制の政治により新自由主義改 革が遅れ、それが企業競争力の低下を招いた結 果である、と考えて、自民党政権に強く新自由 主義改革の実行を迫ったのである。

財界が主張した自民党政治の弊害は2つあっ た。1つは自民党利益政治が財政を肥大化させ、 財政赤字を拡大し、それを補填するために税、 とりわけ法人税を上げている。そのため企業は その分を価格に上乗せせざるを得ず、これが企 業競争力を低下させている。第2は、そうした 利益政治により農業や自営業、商店など弱小部 門が自民党の支持基盤として人為的に保存され、 これが流通や食料価格の割高を招き、賃金や価 格にはね返ってこの面からも競争力低下を招い ているというのである。前者を是正するために は財政構造改革を敢行し社会保障や教育費を削 減して法人税を減税することが必要であると主 張され、後者の是正のために大胆な「規制緩和」 による弱小産業の淘汰が主張されたのである。 いずれも、レーガン政権やサッチャー政権の行

— 9 —

新ガイドライン・米国と日本―戦後社会の構造転換

なった改革の後追いであった。

②企業支配構造の転換

企業はそれと同時に既存企業支配の構造にも 手を付けた。もともと日本企業の競争力は、正 社員労働者を企業にしばりつけ定年に至るまで 長期の激しい競争に駆り立てる労働者支配構造 から生まれていたが、90年代に入って、もはや こうした企業支配すら非効率な部分が多く、そ の大胆なリストラなくしては競争力の回復はあ りえないという判断によるものであった。とく に、90年代リストラは、今まで日本企業の競争 構造の中核となっていた終身雇用慣行、年功賃 金、企業内福利など「日本的経営」と呼ばれる システムが、正社員労働者の高齢化によって割 高なものとなってきたとして、中高年齢層のホ ワイトカラーのリストラなどにより正社員労働 者をスリムにし、また終身雇用、年功制の適用 される正社員を基幹的労働者に限り、残りは任 期つき雇用、非年功型の社員などを導入するな どの改革が推進されている。さらに女性一般職 に代えて派遣労働者やパートが導入されるなど 派遣労働者によるおきかえも進んでいる。今国 会で衆院を通過した労働者派遣法の改悪は、こ の一層の推進を狙ってのものである。アメリカ で推進された情報化投資によるリストラも容赦 なくはじまっている。現代日本で深刻化してい る失業率の上昇は、たんなる不況の産物ではな く、以上のような企業構造の転換の産物であり、 それだけ構造的なものなのである。

むすびにかえて

以上、駆け足でみたように、新ガイドライン は、アメリカにおいても日本においても、多国 籍企業が求める新たな世界市場秩序を軍事力で 維持拡大するという現代の軍事大国化の要請に 基づいて締結されたものであり、それは同時に、 同じ多国籍企業の求める新自由主義改革と規制 緩和による弱小産業の淘汰、切り捨て、社会保 障や教育費の削減を伴っている。さらに多国籍 企業間の競争の激化から生じた企業リストラは、 労働者を過酷な競争に巻き込んだ、既存の企業 社会すら非効率なものとして、その構造転換を めざしているのである。

とりわけ日本では、アメリカなど他の大国と 異なり、こうした転換は、戦後50年以上にわた り守ってきた軍事小国からの構造転換を意味し ているだけに事態は重大である。それに対して 我々は、憲法9条の平和主義の具体化による「武 力によらない平和」の構想を対置し、新自由主 義による弱者の切り捨て、過酷な企業リストラ に対しては、農業や中小企業、自営業などが生 き生きと活動できる国民経済の再建と新たな福 祉国家の構想を対置して、闘う必要がある。

(注)

- 1)後藤田正晴『情と理』(下)、講談社、1998年。
- 2) くわしくは、拙稿「日米新ガイドラインの日本側のねらい」山内敏弘編『日米新ガイドラインと周辺事態法』法 律文化社、1999年所収、参照。
- ウイリアム、A. ウイリアムズ邦訳『アメリカ外交の悲劇』お茶の水書房、1991年。
- 4) ペリー「アジアのプレゼンスは日本と南朝鮮のおかげ」
 (『赤旗評論特集版』1993年6月14日号)
- 5)レイク「封じ込め戦略から拡張戦略へ」(『赤旗評論特集版』1993年11月29日号)
- 6) ニューエコノミーについて、さしあたり佐藤祐一・永井 靖敏編著『アメリカ経済の繁栄は続くか』東洋経済新報 社、1999年を参照。
- 7) 稲葉陽一『「中流」が消えるアメリカ』日本経済新聞社、 1996年、23頁。
- 8) くわしくは、渡辺治『講座現代日本1現代日本の帝国主 義化』大月書店、1996年、334頁以下。
- 9) 経済同友会 『安全保障問題にかんする意識調査』 1997年。
- 10) くわしくは、後藤道夫・渡辺治『講座現代日本4日本社 会の対抗と構想』大月書店、1997年、第1章参照。

(一橋大学教授)

雇用流動化と最低賃金制への視点

草島和幸

はじめに

年平均の完全失業率が3%台を超えたのは95 年以降(95年3.2%、96年3.4%)であり、4 %台になったのは98年4月(4.1%)からであ り最悪の記録を更新しつつ、99年3月には4.8 %となり失業者数も遂に339万人となった。こ うした大量失業とその長期化が続くもとで国民 生活の危機と不安が拡大している。

政府が「自己責任原則と市場原理に立つ自由 な経済社会としていく」とする1091項目の「規 制緩和推進5ヵ年計画」を閣議決定したのは 1995年3月であり、財界労務部である日経連 が「新時代の『日本的経営』」と称して雇用・賃金 システムの再編を提起したのは95年5月である が大失業への突入時期とほぼ一致するのは単な る偶然ではない。21世紀に向けた日本独占資本 の新たな高蓄積体制構築戦略が大量の人減らし リストラとして本格的に開始された結果である。

ここで検討する主題は大量失業とともに強行 される雇用構造の変化とそれを推進する労働力 流動化政策による労働者と勤労国民の賃金・労 働条件、生活水準の大規模な下降移動の実態と、 その対抗軸としての最低賃金をはじめとするナ ショナル・ミニマム確立の課題と運動発展の方 向を展望するものである。

1.加速する賃金・労働条件の下降移動と 不安定雇用の恒常化

(1)大量失業と同時進行する就業者の減少と非 労働力人口の増加

99年3月の労働力調査結果それ自体が最悪の 雇用失業情勢をしめすものであるが雇用就業全 般の変化はさらに深刻な事態をはらんでいる。 前年同月比で完全失業者数は62万人増であるが そのうち扶養家族をかかえた世帯主が15万人増 である。就業活動をしていない非労働力人口 (4028万人)は70万人増であり、雇用労働者 と自営業主と家族をふくむ就業者数(6384万 人)は逆に84万人減少している。増加した非労 働力人口と減少した就業者の大部分が完全失業 者と同様に賃金・収入が失われた人達と見るこ とができる。

これらの指標を5年前の94年(年平均)と比 べて見ると、完全失業者192万人→339万人・ 137万人増(うち世帯主55万人→92万人・37 万人増)、非労働力人口3791万人→4028万人・ 237万人増、就業者数6453万人→6384万人・ 69万人減となる。注目すべきは非労働力人口の 増加であるが老齢などにより自発的にリタイヤ した人も含まれるがさらに遡る5年間である89 年から94年の増加が140万人ほどであるから約 100万人が就業活動を諦めて潜在化した失業者 と推定できる。したがって実質的な失業者はす でに450万人規模となるだろう。

また失業しない状態でありながら求人の広告 や雑誌を見たりときには職安に出向いたりの求 職活動をおこなっているのは転職希望者の257 万人、追加就業希望者の135万人であり、それ

雇用流動化と最低賃金制への視点ー

ぞれ94年平均より69万人と34万人の増加と なっている。つまり今日の日本の労働市場で就 業活動をする労働力の売り手は900万人~ 1000万人であり、5201万人の雇用労働者の 20%近くにもなっており5年前に比べてほぼ倍 増する買い手市場化しているわけである。

こうしたもとでさらに注目すべきは賃金・労 働条件の大幅な低下と不安定雇用の短時間就労 者が急増していることである。ほぼすべてが正 社員・本工などの正規雇用である週35時間以上 の従業者は4848万人で前年比では140万人減 少しているが、非正規雇用のパートタイマーな ど35時間未満従業者は1404万人と前年比62 万人増である。パートなど非正規雇用を含むリ ストラが行なわれるもとで3月の労働力調査で は顕著な変化はないが94年と98年の年平均で は35時間以上が4979万人から4848万人へと 131万人減、35時間未満が1358万人から 1506万人へと148万人増となっている。

大企業のリストラが出向・配転など当面する 雇用関係を維持しながらの人減らしだけでなく 事実上の解雇である転籍や肩たたきの退職強要 などとともに事業の分社化やアウトソーシグに よる正規雇用の削減とともに代替する労働力の 非正規雇用化が進んでいるといえるだろう。生 活危機に直面する大量の失業者の存在が労働市 場における圧倒的な買い手優位の状況を造り出 し賃金・労働条件など人件費コストを大幅に引 下げる雇用・賃金システムの再編である。

(2)非正規雇用への代替で総額人件費は半減す る

非正規雇用という分類を労働力調査における 週35時間未満従業者に限定することはできない だろう。雇用・就業における名称をあげれば日 雇労働者、季節労働者とともに現在は圧倒的多 数を占めるのがパート・タイマーであるが増加 しつつあるのが派遣労働者、契約労働者などで ある。これらの労働者の一般的特徴は労働時間 と労働日、就業期間に制限のある雇用・就労形 態ということができるだろう。しかしこうした 特徴に限定してしまうことにも無理がある。

たとえば東京都が97年10月に実施したパー ト・タイマーに関する事業所と労働者の調査に よれば労働時間と労働日が正社員と同じとする パートが12%であり、勤続期間も最長9.1年、 平均3.9年であったし、登録型の派遣スタッフ でも業務によっては通算3年以上が30%になる 場合があり、契約労働者についてはこれも東京 都が96年10月におこなった調査によれば契約 期間を定めないとするのが7%もあり1日の所 定労働時間が7時間以上が61%もしめるなどで ある。したがって正規雇用と同様な労働時間・ 労働日・勤続期間であっても雇用・就労の呼称 の違いだけの労働者も含まれるわけである。

また、最近では企業と個人の業務請負形式を とる就業も拡大している。在宅のままパソコン 作業をするホームワーカー(テレワーカー)や 訪問介護サービスをおこなうヘルパーなどであ る。こうした多様な雇用・就業形態についての 労働者数などの正確なデータは存在しないのが 現状である。したがってここではとりあえずの ところ労働力調査において就業者総数6514万 人の23.1%、全雇用労働者5291万人の28.5% となる1506万人(98年平均)の週35時間未満 従業者を非正規雇用労働者ととらえ、賃金・労 働条件については一定の資料があるパートタイ マーを中心に問題点を見ることとする。

労働省女性局編の97年版『働く女性の実情』 による女性の一般労働者とパート労働者の1時 間当たり賃金はそれぞれ1255円と870円であ り格差は69.3%であるが比較対象は所定内賃金 と所定内労働時間の除数でありボーナスや社会 保険料など企業内福利費が除外されており日経 連がいう総額人件費とは大きく掛け離れている。 そこで前記と同様の資料で女性一般労働者の ボーナスを含む総収入による1時間当たり賃金 を算出すると1929円となり格差は45.1%と なった。さらに日経連の総額人件費算出の社会 保険料などを含む現金給与総額の16.7%となる 企業内福利費を加えると時間当たりで2251円 となり格差はさらに拡大して38.6%となる。

この計算ではパート労働者の時間外労働賃金、 一般労働者の年間ボーナス約70万円に対する約 8万円の一時金、極くわずかではあるが適用さ れている健保・年金・労働保険の保険料をふく む企業負担福利費などは省略したが格差をほぼ 40%とすれば充分に吸収される程度である。職 種による違いはあるが派遣・契約労働とともに 請負形式のホームワーカーの人件費コストでも 正規雇用のほぼ40%程度であることに変りがな いだろう。

労働力流動化による大企業の人件費コスト削 減にはさらなる効果がともなうことになる。「必 要な時に必要な労働力を調達する」などいつか は回復するであろう景気変動にともなう労働力 の企業内での維持(ストック)が不要になり、 賃金査定、出向・配転・移籍・退職勧奨など人 事・労務管理が大幅に外部化されることによる 中間管理職やホワイトカラー労働者の減量とと もに労使間の交渉や紛争処理が省略できるので あり算定不可能であるが莫大なコスト削減とな ることは明らかである。

労働力調査による95年平均の35時間以上従 業者数は5065万人であったが99年3月調査で は4848万人と216万人が減少している。日経 連が労問研報告で使っている事業所規模30人以 上の月平均の総額人件費は50万5603円だから 年額で606万6723円になる。端数を切り捨て た216万人の年間人件費は総額13兆089億円 削減されたこととなる。

正規雇用からの単純な移動ではないのである が仮に切り捨てた正規雇用と同数が非正規雇用 に代替されたとして一人当たり年間人件費コス トは40%に縮減され約8兆円を削減できたわけ である。本格的な雇用流動化がさらに強行され るもとで非正規雇用=不安定雇用の拡大が労働

労働総研クォータリー№35(99年夏季号)

者の賃金収入の大規模な減少とともに関連する 健保・年金など社会保障の権利も失われるなど 生活危機のさらなる深刻化が避けられないだろ う。

国際常識を無視する雇用就業形態による差別拡大の雇用流動化

労働省の外郭団体である日本労働研究機構が 98年9月に東京・新宿職安に来所した求職者 1093人から回答を得たアンケート調査結果に よる再就職による賃金の変化は全年齢を通じた 平均で離職前より月収で30万円から25.4万円 へと4.6万円減少し、年収では446.7万円から 358.5万円へと88.2万円減少したとされてい る。再就職による賃金の減少は10歳区分の全年 齢層に共通だが減少幅は若年層で少なく中高年 齢者ほど大きくなる。年収平均で40~49歳は 5643万円→457.5万円、50~59歳は526.4万 円→398.7万円、60歳以上は715.4万円→340 万円と半分以下となる。この調査では再就職し た企業規模や雇用、就労形態の区分はないが特 別な場合を除いては中小企業であり、なおかつ 正社員・本工以外の非正規雇用がほとんどと推 測できる。中高年では年収100万円以上の低下 であり法定福利費をふくむ総額人件費コスト削 減がこれに上積みされるなど大規模な賃金・労 働条件の下降移動の実態がしめされている。

こうした賃金・労働条件の引下げがともなう 非正規雇用の拡大が雇用・就労形態の違いによ る不当な差別であり国際常識にかけはなれたも のであることを見ていこう。第1は94年と96 年のILO総会で採択されたパート労働条約と 家内労働条約の規定と著しく異なる日本の現状 である。パート労働条約におけるパート労働の 定義と賃金・労働条件の原則はフルタイムの通 常雇用労働者にくらべて労働時間と労働日が少 ない労働であり賃金・労働条件は通常雇用労働 者に比例することとしている。つまり一時金や 退職金もふくめて1時間当たり賃金は同額でな

— 13 —

雇用流動化と最低賃金制への視点-

ければならないとし、有給休暇や社会保険も極 端に短時間である労働者以外は全面的に適用す べきだというのである。

家内労働条約では形式的な請負契約による家 内労働者の工賃はホームワーカーも対象として 通常雇用労働者との賃金比例を原則としている。 またいずれの場合でも団体交渉などの労働基本 権を全面的に保障するとともに不当労働行為な ど権利救済も同等とすることとしている。これ らの条約批准により国内法を整備すれば、正規 雇用と同じ労働時間である呼称だけのパート労 働者に対する不当な差別は是正され、更新を繰 返す短期間の雇用契約の期間切れを口実にする 事実上の解雇である雇い止めもできなくなる。

これらの条約における理念と原則は派遣労働 や契約労働など多様な非正規雇用にも適用され ることとなり雇用・就労形態による賃金・労働 条件の差別を解消することとなり異常な日本の 現状を改めて国際常識のレベルに到達するわけ である。

第2は国際的労働組合運動の事例として97年 夏の2週間にわたる大規模なストライキで勝利 したアメリカの小包配送会社・UPSの場合を 見ておこう。(UPSストライキにおける要求と 妥結、このストライキに見られる最近のアメリ カ労働組合運動の変化とその背景は『労働総研 クォータリーNo.30』の秋元樹論文、同No.32の 戸塚秀夫論文を参照されたい)

要求の90%が獲得されたとされる主要事項の うち特に注目すべきは5年間で1万人のパート 労働者の正規雇用化とパート労働者の1時間当 たり賃金11ドルを4.1ドル引上げるとともに、 初任給とフルタイマーの賃金引上げも実現した ことである。周知のようにレーガン政権の80年 代を通じてアメリカの労働組合は相次ぐ譲歩を 強制されるもとで雇用労働者の4人に1人が非 正規労働とされ賃金格差が拡大してきた。

UPS労働者のストライキ突入に前後して企 業側は各種の世論調査において労働組合に対す る国民の不満が噴出すると予測していたが結果 は全く逆であり過半数がストライキ支持であっ た。実質賃金の低下や労働時間の延長などに対 する国民的な不満と怒りがその背景にあったた めである。日本の財界がモデルとして規制緩和 や雇用・賃金システムの再編を強行しようとす るもとでのアメリカの労働者が世論の支持のも とでたたかい勝利したことは大きな意義がある だろう。

第3は99年4月から実施されるイギリスの全 国一律最低賃金制である。18年ぶりに政権に復 帰した労働党政府が1年後の98年8月に国会で 法律を成立させたものである(この最賃制度の 詳しい内容やイギリス労働組合運動の変化につ いては全労連の「交流と資料」誌No.23の牧野富 夫論文を参照されたい)。要点のみを掲げるな ら、①法定された1時間当たりの金額は3ポン ド60ペンスであり為替レートの1ポンド240円 で換算すれば864円であり、日本の地域最賃額 649円を33%も上回る水準である。イギリスの ナショナルセンターであるTUCの要求した男 性労働者の平均賃金の½である4ポンド61ペン ス(円換算1106円)にはとどかないが当面T UCは労働協約で勝ち取るとしている。

②最低 賃金の適用範囲は雇用されて働くパートをふく めたすべての労働者とともにホームワーカーな どの家内労働者の工賃(単価)も対象とされ る。③最低賃金をナショナル・ミニマムの基軸 とされていることである。詳細は明らかではな いが年金その他の社会保障給付や税制における 課税最低限度額も対象にすると予定されるなど である。

ILO条約とアメリカの労働組合運動とイギ リスの最低賃金制度の3点について見たが国際 常識に反する日本の現状と差別拡大の雇用労働 政策の一端を確認できるだろう。

3. すべての働く仲間の生活を保障する最 低賃金実現を

— 14 —

(1) 職場と地域から最低賃金要求と運動の新た な構築を

日本の労働組合の最低賃金制確立をめざす要 求と運動は旧総評当時の国民春闘路線の一環で あった共産党と当時の社会党・民社党など国会 への3党共同提案による全国全産業一律の最低 賃金法案が廃案となって以降は重要な要求課題 とはされながらも実現を目指す運動は停滞して きた。法制化が国会での多数による議決である ことはいうまでもないが70年代末の社公合意に よる反共路線と労働戦線の右翼再編がこの課題 をほとんど全面的に押し潰してきた。

3党共同提案取り下げとの政治的取引で審議 会方式による現行の地域最賃が運動の課題と目 標を一層複雑にした。最低賃金額を決定する中 央と地方の審議会の労働者委員がすべて労使協 調路線と、政治的には反共主義の連合に独占さ れたからであり、低水準と大幅な地域格差を前 提とする不当な最低賃金決定が強行されたため であり、まともな賃金水準をめざす運動も委員 選任の不当性や行政に対する追及に集中せざる を得なかったためである。

89年の全労連結成以後も全国一律最低賃金制 確立はもっとも重要な課題として掲げられてき たが筆者みずからの反省をこめて言うならば政 治課題である全国一律最低賃金制と当面する労 働者の要求にもとづく職場と地域からの運動が おろそかになっていたということである。全労 連が99年春闘要求で掲げた要求がこうした最低 賃金をめぐる運動の混迷を打開して職場と地域 からの新たな要求と運動発展の契機となるだろ う。

それは賃上げの要求目標を3万5000円とし つつ「どこでも・誰でも月額1万5000円、時 間額100円以上の『賃上げ最低保障』」を提起 したことである。すでに見てきたように人件費 を中心とする最大限のコスト削減をめざすリス トラによって事業の外部化、多様な非正規雇用 の導入が拡大している。企業規模や製造業・非

労働総研クォータリー№.35(99年夏季号)

製造業、ホワイトカラーをふくむすべての職種 ばかりか、国・地方など公務労働分野も例外で はない。あまりにも低水準である現行の地域別 最低賃金が実際にカバーするのはパート労働者 だけであり、賃金の底上げよりも低賃金への誘 導と固定化の機能でしかないと指摘されてきた。

全労連が提起した「賃上げの最低保障」、とり わけ時間給100円引上げ要求はパートなどすべ ての非正規雇用労働者にとって分かりやすくか つ具体的で切実な要求であり、職場と地域にお ける最賃要求と運動発展とともに、要求実現を めざすこれらの労働者の労働組合への結集など 未組織労働者組織化にも新たな展望を開くもの である。

これまでの職場と地域における最低賃金要求 の運動は大きく分けて2つの内容があった。そ の1つは職場最賃であり正規・非正規を問わず、 どのような雇用・就労形態の労働者にも適用さ れる例えば月額15万円以上とする労使間の賃金 協定を締結することである。これは現在も今後 も同一職場から極端な低賃金を無くする労働組 合の重要な役割である。しかし、日本の労働組 合の団体交渉と労使協定の大半が個別企業や時 には個別事業所単位であるもとでは多くの困難 がともない、対象範囲も限定的である。

企業の非正規雇用導入が人件費コストを引下 げるためであり、それは同時に労働組合員であ る正規雇用労働者の賃金・労働条件が非正規雇 用労働者より大きく上回っていることも現実で ある。企業内最賃を要求する団体交渉で企業側 の反論は当然ながら組合員の賃上げ要求拒否や 逆に賃下げが提案されるだろう。職場最賃協定 をかちとっている全労連単産の先進的な奮闘は あるが職場からの最賃運動を普遍化するには多 くの困難がともなうだろう。

地域の運動では特別の場合を除いて金額など の労使間協定はない。課題は「この地域から○ ○円以下の賃金をなくそう」「最低○○円引上げ ろ」などであり、地方地域の財界・業界団体や

雇用流動化と最低賃金制への視点

市町村当局と議会への要請と全国一律最賃制確 立の国・地方自治体への請願署名などがこれま での取組みである。実現の可能性がある労使間 協定とはなれた啓蒙・宣伝の範囲である。

全労連が賃上げ最低保障要求とした「どこで も、誰でも月額1万5000円以上、時間額100 円以上」が、正規雇用労働者とパート労働者の 共通要求として実現をめざす団結と行動を開始 するならば日本の全国一律最低賃金制をめざす 運動の新たな局面を切り開き、労働組合の多数 派形成への展望を確かにするだろう。

(2) すべての働く人達を結集する運動へ

労働力調査における自営業主は726万人で家 族従業者は347万人で合計1073万人となる。 自営業主には開業医をはじめとする高度の知識 と技術を持つ専門家や芸術家・芸能人もふくま れるが、大半は家族労働による各種の零細事業 と営業や農林漁業に従事しているとみられる。 これらの人達は事業・営業に必要な機械・器具、 店舗・事務所、農地・山林・漁船などを所有し ているがほとんどは生業の範囲であり利益を生 み配当金を支払う資本とは区別すべきである。

また、こうした零細な事業と経営に対しては 機械・設備の購入や更新、運転資金などの各種 の制度融資もおこなわれており、いうまでもな く労働者保護の諸法制は適用されない。自前の 製品・サービスの販売だけの営業もおこなわれ るであろうが、大企業が発注する下請事業の最 末端を請負って営業と生活を支えているのが実 情だろう。東京・東部の墨田区労連などが毎年 実施している東部総行動は労働者と零細自営業 者とともにわずかに残る農家もふくめた最低賃 金制拡充と改善を要求する運動である。

この運動の出発点は各区労連傘下の労働者に よる各種の零細自営業における収入実態調査で あるが原材料費や設備償却費などの諸経費をの ぞく労働者の賃金に相当する工賃単価が低劣な 地域最低賃金額すらはるかに下回っていること への驚きと怒りの結集であった。日本経済の底 辺をささえる家族労働を主体にする地場産業・ 伝統産業なども合わせた零細経営と農林漁業の 実態をこうした視点から解明し営業と生活を守 る運動への労働組合と労働者の参加が急務であ る。こうした地域からの最低賃金運動を拡大す るうえでも時間給100円引上げ要求が重要な役 割を果すことになる。

(3) 最低生活費非課税など税制改正と運動

政府と財界は日本の賃金水準が世界一だとす る欺瞞的宣伝とともに所得税の課税最低限度額 も世界最高だとしている。いずれもその根拠は 変動が激しくなおかつ最近では円高の為替レー

			(円の数字	ドの単位は十円)
	爻 分	独身者	夫 婦 者	夫婦子供2人
F	3 本	1,107	2,095	3,616
_	アメリカ	9,800ドル	12,500ドル	20,560ドル
日	1	1,166	1,488	2,448
円換算	2	1,387	1,768	2,887
开	3	1,676	2,138	3, 526
_	ドイツ	17,714マルク	33,996マルク	55,784マルク
円協	1	1,187	2,211	3,738
円換算	2	1,389	2,587	4,374
7	3	1,485	2,766	4,676
	フランス	72,771フラン	116,442フラン	160,112フラン
円	1	1,405	2, 329	3,202
換算	2	1,716	2,746	3,775
异	3	1,897	3,036	4, 174

所得税課税最低限の国際比較

日本の課税最低限を100とした場合の指数

区分	ł	独 身	者	夫	婦	者	夫婦子供2人
アメリカ	1	105			71		68
	2	125			84		67
	3	151			102		98
ドイツ 1		107	107		106		103
	2	125			123		121
	3	134		- 8 - *	132		129
フランス 1		127	C.		111		89
	2	155			131		104
	3	171			144		115

(注)円換算 1 「財政金融統計月報」の数字2 1998年7月16日の為替レート

1ドル 141.4円 1マルク 78.41円

- 1フラン 23.58円
- 3 1996年の購買力平価(OECD統計)
 - 1ドル 171円

1マルク
 83.82円
 1フラン
 26.07円

(出所)「財政金融統計月報」(大蔵省) No.552 1998.4より作成。

— 16 —

トで換算した数字をあげる。表は谷山治雄税制 経営研究所長が作成した日米独仏4ヵ国の比較 であるが、大蔵省が掲げる金額と為替レートと 各国通貨の購買力平価による換算値である。

最近(99年5月)の為替レートは1ドル120 円程度の円高傾向であり若干の補正を必要とす るが注目すべきは労働者と国民生活をささえる 各国通貨による商品・サービスの購入量を示す 購買力平価による換算である。アメリカで若干 下回る数値はあるがいずれも日本を上回ってい ること、つまり賃金でも税制でも世界一どころ ではなく大きく下廻っているのが実情である。 財界が騒ぐのは輸出製品の換算値=コストのこ とであり、日本で働き生活する労働者や国民は まったく眼中にないのである。念の為に付け加 えるなら円高は輸出製品の換算値とは逆に原材 料などの輸入や資本輸出では日本企業が優位と なるのであり賃金などの国際比較を為替レート 換算のみで高低を論ずること自体が不当なので ある。

日本の課税最低限が各国よりも低いこととと もに所得税制の不当性をもう1つの側面から確 かめておこう。98年秋に改訂された地域別最低 賃金時間額の全国平均は649円であり、正規雇 用労働者の年間所定内労働時間である1834時 間による年間賃金は119万0226円となる。単 身者の課税最低限を超える約9万円が課税対象 とされ10%の所得税が徴収されるのである。

生活維持さえ困難である低劣な水準であり、 事業主には法律によって義務付けられている最 低賃金から国が税金を強制的に徴収する現状は 余りにも異常である。また、財界は課税最低限 がパート労働者を就労抑制的(課税限度額以下 に年収を抑える就労時間の調整)にしていると して賃金における家族手当とともに廃止せよと も主張している(96年11月、経済審議会行動 計画委員会)。収入を増やすためにはもっと働け というのであり、その結果は賃金収入のすべて から所得税を徴収するというのである。

労働総研クォータリー№35(99年夏季号)

家族労働と税制についてはさらに重大な問題 がある。各種自営業は農業とともに申告納税と されているがその際には一人年額65万円の人的 控除のみであり、妻・息子(娘)の労賃は算定 されない自家労賃問題である。これは単に不当 な税制に限らず重大な人権無視の現実である。 生活維持が可能な水準への最低賃金の引上げと 家族労働も対象にした労働収入もふくむ最低生 活費非課税の原則を確立すべきであり、ここで も労働者と諸階層との共通の要求実現をめざす 新たな運動発展が展望できる。

(4)大企業の横暴から国民生活を守るルール確 立を

「市場原理にもとずく競争社会の構築」とする 経済戦略会議答申のセイフティーネットが倒産・ 廃業、失業など競争から大量の落ちこぼれを予 定しつつ自助努力による「敗者復活」のチャン スを提供するとしている。大企業の横暴を野放 しにした労働者と国民への犠牲転嫁による21世 紀に向けた高蓄積戦略である。

ここで検討してきたのは財界戦略との対決点 としてナショナルミニマムの基軸となる最低賃 金制確立をめざす課題と展望であった。それは 「全国全産業一律最低賃金制の確立」であるとい う結論をあえて留保してきたのはこの目標実現 に向けた職場と地域からの運動の積み上げが不 可欠であり、財界と政府の攻撃が激化するもと でその条件が拡大してきているからである。

なおかつ、この課題を"高々と掲げるスロー ガン"の段階から、運動発展を視野にした中期 展望による実現をめざす課題とした旺盛な運動 展開を期待したからなのである。

(労働総研常任理事)

— 17 —

北海道の政治経済状況と当面する課題

はじめに

北海道経済は依然として深い危機の中にある。 1997年11月、経営破綻となった北海道拓殖銀 行は、拓銀をメインバンクとする道内関連企業 69社の倒産(負債総額1千万円以上、東京商工 リサーチ調べ)など、北海道と道民生活のあら ゆる分野に甚大な影響をおよぼした末、1年を 経て昨年11月13日をもって消滅した。1900年 に国策銀行として設立以来ほぼ100年、北海道 経済の中心にすわりつづけてきた拓銀の消滅は、 この間の北海道における経済危機の深刻さを象 徴するものであったが、同時に北海道開びゃく 以来の、少なくとも戦後50年余におよぶ北海道 開発政策が北海道経済になにをもたらしたか、 その1つの帰結を物語っている。

本論では、ゆきづまる北海道経済の実態と原 因、21世紀に向けての危機打開の方向を探るこ とを試みたい。

折しも先の北海道知事選挙では、戦後一貫し て道民の前で、「いつわりの対決」をつづけてき た自民党と民主党(旧社会党)が、戦後の道政 史上はじめて現職知事に相乗りする事態となっ た。この政治的激変もまた、国政・道政におけ る自民党政治のゆきづまりをはしなくも露呈す る結果となった。深刻な経済危機を背景に、北 海道の政治戦線になにが起こっているのか、21 世紀に向けての新たな展望をどこに見いだすこ とができるのかもあわせてみることにしたい。

1.戦後50年の北海道経済と建てなおし の方向

片岡

克己

(1) 北海道開発はどうすすんだか

戦後の北海道開発は、戦後の混乱期を経たあ と、1950年に「北海道開発法」が制定され、北 海道開発庁体制のもとですすめられてきた。 1947年、戦後初の知事選挙において社会党知 事が生まれたという事情などから、新憲法の地 方自治の原則に反して北海道開発の独自性を骨 抜きにして、建設・農林など関係省庁の出先の 統合化された機関である「北海道開発局」を北 海道現地に新設して、中央集権体制の一環とし て北海道開発が推進されることになった。その 後の北海道開発は、北海道を支えてきた農林水 産業や石炭産業などの基幹産業の発展をどうは かるかとか、道民生活を豊かにしていこうとす る発想からではなく、もっぱら対米従属・独占 資本奉仕の「国家的要請」から北海道開発はす すめられた。その際、歴代の北海道知事が政府 に対する無原則的な追随をつづけたことは、後 にみる政治状況にかかわって留意しておくべき 点である。

北海道開発は、全国的な総合開発計画とタイ アップして計画、推進されたが、今日に至る基 幹産業破壊、大規模プロジェクトを軸とする開 発路線は、70年代の第3期道開発計画に典型が 示されている。高度経済成長政策のもとで、太 平洋沿岸ベルト工業地帯の形成などが公害、過 密・過疎化など、国民生活へ重大な否定的影響

— 18 —

をもたらしたことから、新全国総合開発計画と 第3期北海道開発計画(1971~80年)は、「広 大な開発適地は、わが国に残された稀少な大規 模産業展開の場であり、これを積極的に活用し て、革新的な巨大工業基地、国際水準の高度食 糧生産基地等の建設をはかることによって、国 民経済的課題に積極的にこたえうる」として、 具体的には天北地域や釧根地域の大型広域酪農 開発、苫小牧地域の大規模工業開発を先導プロ ジェクトとして道内各地域の産業開発をすすめ るなどとした。1968年を基準に80年には、生 産所得総額は約3倍、第1次産業の微増に対し て第2次産業は約3.8倍、第3次産業は3.0倍に 拡大されると想定していた。

ところが、「第3期道計画の策定とその推進 は、高度成長にともなう北海道経済・社会の矛 盾をさらに拡大するものとなった。すなわち、 農林水産業の停滞や産炭地域の衰退による地域 社会の崩壊、道央ベルト地帯中心の開発による 集積の弊害(乱開発)や生活環境の悪化、この ような過疎・過密に代表される地域間諸格差の 拡大、産業基盤投資に比較しての社会生活基盤 投資の相対的な低さ、地方自治体の自主性の低 下、等々である。そして、これらの矛盾は田中 角栄による『日本列島改造論』の出現によって 頂点に達し、道内外資本による無秩序な山林、 原野、農地、宅地の買い占めによる自然や住環 境の破壊、インフレが急速に進行したのである」 (小田清「開発計画と地域政策」52ページ)。

(2) 北海道開発のゆきづまり

ここに示される北海道開発の実相は、その後、 いっそう否定的に進行したといわなければなら ない。

1950年代には160鉱、10万3千人の労働者、 ピーク時には年間約2300万トンを生産してい た石炭産業は1鉱を残すのみでほぼ壊滅、網の 目のように張りめぐらされていた鉄道は、国鉄 の分割民営化後も切り捨てがすすみ収益をもた -労働総研クォータリーNo.35(99年夏季号)

らす幹線が残るだけとなって、道民の足を奪っている。

農林水産業も文字通り存亡の危機に追い込ま れた。全国一の食糧生産・供給基地の役割をに なう北海道農業だが、1965年には19万9千戸 あった農家戸数は今日7万5千戸まで落ち込み、 なおWTO体制による総自由化と自民党政府の 新農政の直撃をうけ、壊滅の危機とさえいわれ ている。北海道の全面積の71%が森林で覆わ れ、「森林王国」といわれた北海道の林業は、高 度成長期に紙パルプ産業などの要求で自然を無 視した大規模皆伐とその後の外材輸入政策に よって、水産業は200海里問題や輸入の急増な どで重大な危機に陥っている。基幹産業が軒並 み破壊され、過密・過疎化が極端にすすんだ結 果、たとえば産炭地には移住するにもできない 高齢者などが滞留し、生活保護受給率の市町村 別ランキングには、旧産炭地域がそろって上位 を占めるという状況になっている。その一方で、 札幌圏に北海道の人口の約4割が集中、 過密か らくる諸問題を引き起こしている。

こうして基幹産業の破壊、過密過疎化などを 促進しながら北海道開発はすすんできた。「飛ば ない農道空港」「船の入らない港」などと評され る大手ゼネコン奉仕の開発路線がなにをもたら すかはすでに多くが語られている。なによりも その典型は、苫小牧東部開発である。

苫小牧東部開発は、「日本列島改造計画」の一 環として計画され、「5万人が働き、年間生産3 兆3千億円の巨大な工業基地をつくる」という ふれこみで、これまでに3400億円を投入。と ころが工場誘致は全くすすまず、売れた土地は 計画面積の15%、従業員数は計画の3.6%、生 産額は2.9%というありさまで、開発にあたっ た第3セクター・苫小牧東部開発会社は累積債 務1800億円をかかえ、今日完全にゆきづまっ ている。

1950年以来、北海道開発に投入された国費 は20兆円におよぶ巨額となっているが、それが

北海道の政治経済状況と当面する課題

もたらしたものは、基幹産業の軒並み破壊であ り、独占資本をうるおしただけの大型プロジェ クトの大失敗であった。

実は、北海道拓殖銀行の経営破綻も、たしか にバブル期に法外な乱脈経営をすすめた拓銀経 営陣の無責任が直接の原因ではあるが、「1次産 業や石炭など北海道の基幹産業が衰退するなか で、新興企業育成や首都圏進出に活路を見いだ そうとした方向は間違ってなかった。方法や時 期の問題だった」(拓銀元専務)という開き直り の談話に示されるように、そこには基幹産業や 道民生活を根底から破壊しながら、「列島改造 型」の大規模工業開発に莫大な資金を投下して 苫小牧東部開発のような大失敗をもたらした北 海道開発路線のゆきづまりが色濃く反映してい るといわざるをえない。

(3) 北海道経済建てなおしの方向

この北海道経済をどう立てなおすのか。さき のいっせい地方選挙では、昨年の参議院選挙に つづいて争点の中心となった。

北海道では、道開発庁の公共事業予算が年間 1兆円近く投入されているが、その大半が高速 道路、港湾、空港、巨大ダムなど産業基盤優先 の方向で投入され、生活基盤の予算は抑えられ ているため、社会福祉、医療、教育の施策や施 設整備は大きくたちおくれてきた。地方選挙で は、「北海道の財政規模は東京に次いで第2位、 3兆8千億円以上(98年度一般会計予算)もあ るのに、予算の中に占める割合では民生費は40 位、老人医療費は44位、児童福祉費45位など 全国のなかで暮らしも福祉も最低クラス」であ ることが告発された。

その一方で、むだ遣いとして告発された大型 開発は列挙すれば次のようなものであった。

①破綻した苫小牧東部開発に3600億円余の巨 額の基盤整備費をつぎ込み、今後さらに4千億 円も投入する、②取り扱い実績2割に満たない 石狩湾新港にさらに661億円の投資計画、③3 万重量トン以上の貨物船入港実績は全入港船の 0.2%なのに、先を争って4万重量トン級用の 大水深岸壁をつくる、④必要性のきわめてうす い日高横断道路建設に4千億円以上の投資を予 定、⑤総工費176億円を投じながら、年間入港 の漁船がわずか2隻の能取漁港、⑥社会情勢が 変わり、農業や水道の利水計画の前提が崩壊し ているのに建設されている日本最大の複合ダム・ 忠別ダム、⑦実績は計画のわずか1%という農 道空港に55億円を投入した農業関連公共事業な ど。

こうしたゼネコン型の浪費とムダによって、 道債残高は急増、98年度末で年間予算に匹敵す る約3兆8千億円にのぼり、深刻な財政危機に 直面した。

財政危機がつくられた原因が、このようにはっ きりしているにもかかわらず、ゼネコン奉仕型 公共事業をそのままにして削るどころかいっそ う拡大をはかり、その一方で福祉・住民サービ スを切り捨てるという現道政に対して、日本共 産党と革新民主勢力は、「大型開発中心の逆立ち 道政の転換」を訴えて選挙戦はたたかわれた。

この論戦を通じて北海道経済建てなおしの方 向として明らかにされてきたのは次のような点 である。

第1に、公共事業のあり方を、苫小牧東部開 発のように工業団地の造成、用水の確保、港湾 建設、道路など産業基盤整備に莫大な資金を投 入する大手ゼネコン奉仕・浪費型をやめ、道民 生活密着型に根本的に転換すること。

苫小牧東部開発は、大破綻が明らかであるの に、1800億円の負債をかかえる開発会社を清 算したうえで、国・道・民間(666億円、道 192億円)の出資で新会社を設立、使うあての ない14メートルの大水深岸壁バースの建設な ど、なお4000億円の投資を予定している。こ うしたムダづかいをやめ、7000人以上が入所 できなくて待機している特別養護老人ホームの 建設など、福祉・教育・くらしにまわせば、経

労働総研クォータリー№35(99年夏季号)

済効果も雇用効果も大きいことが明らかにされ ている。

第2に、産業政策を農林漁業の再生など、北 海道ならではの可能性と資源を最大限に生かし て活用をはかる方向に切り替えること。

農林漁業は、かつて北海道の生産額の10%以 上を占めていたが、今日4%(1995年)と壊滅 的な打撃をうけている。これを建てなおし、ゆ たかな資源と可能性を北海道発展の柱にする。

第3に、事業所の99%を占める中小企業を北 海道経済の主役としてつりあいのとれた地域経 済の振興をめざす。

北海道の製造業のなかで、食品製造業と木材 関連産業をあわせると事業所数で48.8%、従業 員数で53.1%、製造品出荷額で53.7%を占め ている。第1次産業とその関連製造業は、文字 通り北海道経済の基幹を成しており、農水産物 の食品加工業、森林資源を生かした製材、家具 製造業、農機具・漁網製造業などの振興こそが 地域経済の活性化にとって不可欠であることを 示している。

北海道経済を危機の淵から救うために、以上 のような方向がめざされなければならない。

2. 北海道の政治状況と労働運動の課題

それでは、この転換を実現する政治的展望は ひらけているのだろうか。次に政治的動向につ いて検討したい。

(1)「社会党王国」の形成

さきの知事選挙では、戦後道政史上初めて自 民党と民主党(旧社会党)が相乗りして現知事 を推すという事態が生まれた。相乗りに対する 道民の批判はきびしく、直後のマスコミ世論調 査では、過半数の道民が「相乗り反対」を表明 し、マスコミも「道民の選択の機会を奪う」な どと批判的なキャンペーンをはった。選択の機 会が奪われたのではなく、これまで長くつづい た「いつわりの対決」の仮面が剥がされ、「自 民・民主 (社会) のなれあい道政」が道民の前 にはっきりと姿をあらわし、国いいなり・大企 業奉仕の道政か、道民が主人公の道政かの対決 点が鮮明になり、その選択が問われたのであっ た。

北海道は長い間、「社会党王国」と呼ばれ、か つての社会党が国会議員や地方議員の選挙で得 票率や議席において自民党に拮抗する勢力を持 ち、また多くの社会党首長を擁し、全国でも一、 二の勢力を誇り、自民党との間で「いつわりの 対決」を「演出」してきた。

北海道で「社会党王国」が形成され、維持さ れてきた大きな要因は、主として北海道におけ る労働組合運動の特徴とかかわりがある が、①1947年、戦後初の知事公選で道庁職員 で全道庁職組委員長であった田中敏文氏が社会 党公認、日本共産党推薦で当選、その後12年 間、社会党道政がつづいたこと、②道内の多く の労働組合は田中道政を支持したが、1950年 レッドパージの強行で道庁を含めて道内の官公 労、民間大企業労組から日本共産党員や統一戦 線を志向する活動家が排除され、強力な社会党 一党支持体制ができあがっていったこと、③北 海道の産業構造は製造業の比重が低く、鉄鋼・ 紙パなどを除けばさしたる民間大企業が存在せ ず、したがって同盟=民社党の勢力はいたって 弱小であったこと、④全道労協が道内212市町 村のうち200をこえる市町村に「地区労」を置 き、選挙ともなると社会党道本部と全道労協が 中心になってつくる「合同選対」が社会党議員 選挙の手足として動かしてきたこと、などの点 があげられる。

(2)「自社なれあい道政」と矛盾の拡大

「社会党王国」の存在と労働組合における特 定政党支持おしつけ体制は、労働者・道民の政 治意識の高まりをおさえこみ、北海道を政治的 後進の状況に縛りつけておくものであった。そ のもとで、社会党と労働組合のローカルセン

北海道の政治経済状況と当面する課題

ター・全道労協が形づくった政治ブロックは、 本質的には自民党との間で「なれあい」をつづ けてきた。さきにみた北海道開発についても、 基幹産業つぶし、大手ゼネコン奉仕の大規模開 発など、政府の開発政策を基本的に容認しつづ けてきた。そうした政治姿勢が、ときには自民 党との対決や革新的ポーズを取ることによって、 道民・労働者にはおおいかくされてきたのだが、 1980年の「社公合意」を契機にはじまる社会 党の右転落、総評の解体と連合の結成による労 資一体化の完成が、労働者・道民との矛盾を広 げ、「社会党王国」を支える柱となってきた「社 会党一党支持体制」が崩壊に向かうことになる。 その道政上のターニングポイントは、1983年 知事選挙であった。このとき、社会党・全道労 協ブロックは、知事候補に横路孝弘衆議をかつ ぎだしたのだが、政策については協定なし、白 紙委任であった。横路道政は24年ぶりの社会党 道政として誕生したが、「行政の継続性」を口実 に、苫小牧東部開発をはじめ大企業奉仕の大型 開発をすべて容認、推進するとともに、補助金 限度額全国一という「自民党さえ提案しかねる 資本主義の典型のような条例」(自民党道議団幹 部)である「企業立地条例」を新設、財界の要 求にこたえた。

このことに象徴されるように、横路道政は、 「道民党」と称しながら自民党道政以上の悪政を すすめた。安保・自衛隊の容認、「日の丸・君が 代は国旗・国歌」発言、原子力発電の着工容認、 自然破壊の日高横断道路の促進などは、その後 の社会党の歴史的変節を先取りしたものであっ た。

自民党道政と変わらない政府いいなり、道民 犠牲の道政は、1995年堀道政に引き継がれる が、横路・堀道政が自民党道政もできなかった 悪政を推進できたのは、社会党や民主・公明党 などと90年に結成される「連合」北海道が翼賛 体制で横路道政を支持し、地方「行革」、住民 サービス切り捨てを容認、協力してきたからで ある。「連合」北海道は、他府県のように同盟主 導ではなく、総評単産が圧倒的多数を占めたの であるが、大衆闘争をやめ、消費税増税や年金 大改悪、小選挙区制導入など、自民党の悪政を 次々に容認し、労働者・道民の要求に背をむけ つづけた。

「オール与党道政」は、当然、道民・労働者と の間に抜きさしならない矛盾を広げることにな る。

(3) 政治変革への激動と展望

拓銀の消滅に象徴されるような北海道経済の 危機のもとで、政治的変革を求める道民の声が 噴き出している。それは、1996年衆議院選挙、 98年参議院選挙、99年いっせい地方選挙にお ける日本共産党の躍進に次ぐ躍進や道労連など 民主的大衆組織への期待の高まりに示されてい る。

昨年の参議院選挙で「共産党が大きく躍進し たことで、自民党と社会党が勢力を二分した 『55年体制』の基盤がなお色濃く残る北海道で も、共産党が『第3の勢力』として台頭し、政 治勢力が様変わりする兆候を示す結果となった」 と「朝日」は書いたが、さきのいっせい地方選 挙では、知事選挙で革新民主の候補が前回の2.2 倍の得票を獲得するとともに、日本共産党は道 議会議員を3倍加、6人とし、第3党の確固た る地位につくことになった。現知事は、自民党 に推薦を自ら要請して従来の民主・公明などと ともに「相乗り」したが、道民の批判の前に、 「相乗り」にもかかわらず、前回得票を減らすと いう結果で政治的に敗北した。このような政治 的激変の背景には、深まる経済危機と道民生活 の困難を基礎に道民運動が高揚、「自社なれあい 政治」が道民に見抜かれてきたことと、労働戦 線では「社会党一党支持体制」が崩壊をつづけ ているという事情がある。

北海道では、旧社会党の議員、党組織がほぼ そっくり民主党に移動し、そのため民主党に旧

労働総研クォータリー№35(99年夏季号)

社会党の革新ポーズの「残像」をみる道民も残 されているが、それは急速に払拭され、そのあ とにおとずれるのは北海道でも「自共対決」の 構図となるにちがいない。

(4) 北海道労働運動の課題

北海道の革新的展開をきりひらくうえで、階 級的労働運動のセンター・道労連が果たす役割 の重要性はいうまでもない。道労連は結成10年 を迎えるが、連合北海道が「オール与党勢力」 の支持母体として労働者の要求に背を向け、労 働組合の任務を放棄してきたもとで、560万道 民と労働者の切実な要求と期待にこたえて運動 を広げ、その影響力を拡大してきた。いま自民 党政府・道政と労働者・道民の矛盾の激化がい よいよ避けられないなかで、道労連参加の労働 者のみならず連合や中立、未組織を問わず、道 内230万労働者のあいだに運動をすすめる条件 がかつてなく広がっている。この条件を生かし て、どれだけ早く階級的労働運動を拡大強化で きるか、そのスピードに北海道の革新の度合い がかかっているといわなければならない。その 点で、北海道の労働組合運動に課せられている 課題は何か、それを列挙してしめくくりとした 620

第1に、自治体、教職員、国家公務員など、 北海道において公務・「公共部門」の労働者の比 重が高く、それらの労働者は道民生活と深く結 びついていることから、労働組合は労働者の賃 金引き上げや権利要求と道民生活、地域経済を 守る課題を一体のものとしてたたかうことが特 別に重視されなければならない。

第2に、「北海道は自民党の悪政の集中点」と いわれてきたが、連合北海道がついに自民党道 政と一体化し、大手ゼネコン奉仕の開発と道民 犠牲を促進する立場に公然と立つに至っている もとで、階級的労働運動は、基幹産業や中小企 業をまもりつつ道民本位の民主的開発をになう ことが求められている。

第3に、米海兵隊の実弾砲撃演習や日米共同 演習、米艦船の道内港湾への寄港などがはげし くなるなかで、革新的労働運動が安保廃棄の旗 を高くかかげて平和擁護のたたかいの中心にす わって奮闘することが強く求められている。

第4に、北海道の政治の革新的転換の事業に おいて中心的役割を果たさなければならないこ とは当然の責務である。

(北海道労連・政策調査室長)

読者のひろば・

労働問題からの国際比較(特に欧米)などの論文は、とても学ぶことが多い。日本がまだまだ改革の 余地のある資本主義社会であると痛感させられる。

(大阪府・今井 修)



第2ラウンドを迎えた フランスの週35時間制闘争

フランスの週35時間法(労働時間短縮に関する指 針·奨励法)がジョスパン首相(社会党)の選挙公 約の実行という形で98年6月13日公布・施行され てから、約1年経った。この間、同法にもとづき週 35時間制を労働協約化する産業・企業レベルの労使 間の交渉・闘争が展開されてきた。今、政府が進め ている、時間外労働の計算基準など週35時間制の実 施細目を定める法案(通称「第2法」。なお、第2法 との関連で98年6月13日公布の法律を「第1法」と よぶ)の策定作業が大詰めを迎えている。そして、 ひきつづく協約化闘争と、この第2法の内容をめぐ る財界団体「フランス企業運動」と労働組合のそれ ぞれがとりくんでいる対政府闘争を軸に、フランス の週35時間制闘争は第2ラウンド迎えている。本稿 では、この間の労働協約化の状況と問題点、第2法 をめぐる問題点などをリポートしたい。なお、そこ にいたる経過と週35時間法の内容に関しては「EU 通貨統合と欧州労働組合運動の課題(本誌第29号)、 「新たな局面を迎えたヨーロッパの時短闘争」(『労働 運動』98年7月号)、「世界初の週35時間労働の法 制化」(同99年1月号)、「フランスの週35時間法と CGTのたたかい」(全労連『国際労働情報』第5 号)(以上いずれも宮前)を参照されたい。

本格化する協約化闘争と協約の問題点

フランスでは1998年年末から、週35時間制の具 体化ための産業・企業レベルの交渉・妥結・調印が 勢いを増し、協定成立が増加している。さらに、昨 年末までは協定を締結したのは中小企業が大半だっ たが、今年に入って変化が現れた。フランス電力・ ガス公社(対象労働者13万9000人余)を筆頭に、 エール・フランス、ルノー、プジョー・シトロエン、

宮前 忠夫

郵便局などの大企業で協定が締結された。

このうち、1月25日に調印された、公企業である フランス電力・ガス公社の週35時間制協定は立法の 趣旨に沿った画期的内容のものである(第1法では、 公務員は適用対象から除外され、今年6月までに別 途、時短措置がとられることになっている。公企業 に関しては45企業が適用対象から除外されている が、電力・ガス公社は除外されていない)。同協定は **賃下げなしで雇用増(向こう3年間に実質3~5千** 人増)や時間外労働の削減を保証するなどを含んで いる。この協定にはCGT(労働総同盟)、CFDT (民主労働総同盟)、FO(労働者の力)、CFTC (フランスキリスト教労働者同盟)、CFE-CGC (フランス職制・管理職同盟) というフランス5大労 連の傘下組合が揃って調印した。しかも、同公社内 で最大の組織勢力CGT(労働総同盟)が内容を受 け入れ、公社との労働協約に調印したのは1982年 以来のことだった。

98年末には繊維産業で、賃下げなし、年労働時間 1610時間、時間外上限・年130時間、雇用増の努 力などをうたった協定が5大労連と繊維企業連盟と の間で調印された。政府もこれを歓迎し、早速、同 協定の拡張適用措置をとり、労組のない企業を含む 全産業への適用がきまった。繊維産業は他産業と比 較して競争条件が厳しく、労働条件も低い分野であ り、経営者側も、競争条件を公平にするものとして、 産業全体への適用を歓迎している。この繊維での協 定とその拡張適用措置は、底上げ効果など、他の分 野への波及効果も大きい。

こうして、労働省(正式名称は雇用・連帯省)の 集計によれば、3月末現在で、3291件の企業レベ ルの協定が締結され、2万9242人分の雇用が創出

— 24 —

され、1万4236人の雇用が保持された。その後も 協定締結のペースは速まっている。

しかし、第1法が週35時間制の内容の大枠のみ定 め、具体化の多くを労働協約に委ねているために、 問題も多い。深刻な問題は賃金である。たとえば、 金属産業、銀行業などのこれまで調印された産別協 定では労働時間の年間単位化がもちこまれており、 CGT傘下労組などが実質的賃下げを含むなど内容 が不十分として、調印していない。

大半の協定は週当たりの賃金水準を保持している ので、労働時間短縮が対応した賃金カットを含まな い場合は問題ないが、一部の協定は週当たりの賃金 水準が保持されると保証していない。たとえば、金 属産業の協定はその顕著な例であり、CFDT(民 主労働総同盟)、CGT(労働総同盟)の双方から非 難されている。

また、企業別、産業別の協定を問わず、しばしば、 週当たり賃金水準の保持が、何らかの将来の賃上げ 無し、を意味している協定もある。たとえば、クリー ニング産業の協定では、労働時間が短縮されるフル タイム労働者の週当たり賃金は、向こう3年間凍結 される(時間当たり賃金は11.4%上昇。労働時間数 が変わらないパートタイム労働者は賃上げになる)。 企業レベルでは、約3分の1の協定が何らかの将来 の賃上げ抑制を含んでいる。

次に大きな問題は「弾力化」であり、雇用への否 定的影響を及ぼすために、とりわけ激しい対立を招 いている。たとえば、小売業(スーパーマーケット とハイパーマーケット)を対象とした協定は年間単 位の労働時間と、例外的事情の下での12時間労働日 をうたっている。建設および公共事業関係の協定は 労働時間の短縮を年間労働時間の変動と連結させて いる。エール・フランス社の協定は営業時間の延長 と、設備利用時間の延長を認めている。

フランスの労働法は年間の時間外労働を130時間 に制限している。この制限は労働協約によるか、労 働省の地方機関の許可によってのみ変更できる。C GT、CFDTなどが金属産業の協定を批判した理 由は、労働時間を年間単位化したことに加えて、時 間外労働の上限を従来協定の年94時間からほとんど 2倍の同180時間にしたことである。これは雇用創

労働総研クォータリー№.35(99年夏季号)

出のために週当たり通常労働時間を4時間短縮する という第1法の趣旨と大きく矛盾するものである。

労働組合側は、使用者側の、時間外労働を増加さ せようという動きと、既存の休息時間(有給休暇・ 休憩)を、時短分に繰入れようとしていることも批 判している。これはたとえば、一労連のみが調印し、 他の全労連が批判している、銀行業の協定にみられ る。使用者側は先ず、法定年次有給休暇25日(5週 間)に加えて17日を供与する従来の協定を破棄し、 その後、この17日のうち12日をまるまる時短分に 算入できるように協定した。マーク・アンド・スペ ンサー商店は休憩時間に関して同様の計算方法を導 入した。今後、労働者は15分の休憩時間中、職場を 離れることができるが、休憩時間は労働時間ではな く、無給時間(欠勤と同格)とみなされ、遇39時間 制から週35時間制への短縮分に算入される。

激しさます第2法をめぐるたたかい

第2法は今秋の国会で審議され、年内採択が予定 されている。これまでの協約化闘争と協約の内容の 問題点の一定部分は第2法で明確にされるべき事項 である。それだけに、第1法の成立当時からいわれ ていたことでもあるが、第2法のもつ重要性が改め て浮き彫りになり、その内容をめぐる労使の、ある いは労働運動内の対立、対政府要求・闘争が強まっ ている。

労働組合運動のなかでは、たとえば、CGTは1 月末~2月始めに開いた大会で、次のような要求を 表明している。

第2法は雇用、労働福祉上の進歩、経済的発展を 促進するための選択を明確にしなければならない。 第2法は報酬、賃金、手当、各種追加給といった、 すべての要素の総合的維持を明確にしなければなら ない。時間当たりSMIC(法定最低賃金)を11.4 %引き上げることが不可欠である。

基準(基本)は安定雇用でなければならない。不 安定性、弾力化は除外すべきである。週労働時間の 上限は現行の46時間から42時間に引き下げられる べきである。

時間外労働の割当は現行の130時間より少ない限 度が設定され、産業部門と企業に対して義務づけら

国際·国内動向

れる天井(上限)とすべきである。

第2法は労働協約上の既得権の維持原則―とく に、休憩と有給休暇について――を明確にすべきで ある。

幹部(管理的)職員も他の労働者と同様、労働時 間の集団的保障と短縮メリットの恩恵に浴すべきで ある。全時間請負(裁量労働制)は禁止されなけれ ばならない。

一方、「フランス企業運動」は3月15日、第2法 についての提案という形の反対意見を発表した。そ の主な内容は次の諸点である。

①実施の延期と企業規模の変更 対象企業規模 と時期を、第1法では労働者20人超の企業で2000 年1月から、労働者20人以下の企業で2002年1月 からとしているのを、労働者50人超の企業で2001 年1月から、50人以下の企業では2003年1月から にする。

②労働協約の優先―最長労働時間の範囲内で、 適用方法を労働組合と使用者が産業または企業レベ ルの協約で決められるよう、労働協約の優先性を認 める。

③労働時間算定の年間単位化――労働協約の適用 対象外の企業に、平均・週35時間に相当する年間労 働時間1645時間(= 47 週×35時間)を基礎とし て、労働時間算定を年間単位化することを認める。

④時間外労働枠の拡大―現行130時間の年間割 当を188時間に拡大し、これを超える分は現金では なく、代償休暇で弁済する。時間外割増は週35時間 を超え39時間までは5%、39時間超は25%とする。

⑤法定最低賃金(SMIC)の補償——週39時間 制から週35時間制への移行にともなって生じる賃金 低下がSMICを下回る低賃金労働者層の場合、不 足分を国が負担する。

「フランス企業運動」の要求は週35時間法を事実 上、骨抜きにし、失敗させようとするものである。 オーブリ労働相が直ちに延期要求の断固拒否を表明 したのも当然である。

オーブリ労働相はさらに、4月12日、バッソリー ノ・イタリア労働相とともに、「雇用のための欧州社 会協定」(EU雇用協定)成立をめざす「共同メモダ ンダム(覚書)」を作成し、EU(欧州連合)労働相 会議、EUサミットなど各レベルの会議で検討する よう、EU各国労働相宛てに送付した。

覚書の基本的立場は雇用確保が「社会福祉上の目 標であるだけでなく、経済上の目標でもある」、さら に、「経済当事者の信頼を確保する要因であり、経済 成長を促進する」というものである。オーブリ労働 相はフランスの「事例」を引き、フランス政府の積 極介入政策が失業率の漸減「傾向」に具体化された ことを強調。これが内需喚起のための信頼感を生み 出し、98年の経済成長率3.2%(スペインに次いで EU第2位)の支柱になった、「要するにこの取り組 みが良循環を作りだすことは確実であり、今や誰も その効果を否定できない」と強調している。同覚書 が「労働市場の弾力化」という「きまり文句」を含 んでいないことも大きな特徴である。

緊迫した第2ラウンドをめぐる情勢のなかで、フ ランス政府がどのような第2法法案を提出するのか が注目され、左翼連立政権の真価が改めて問われて いる。

なお、最後に、イタリアの週35時間法案のその後 の経過について、簡単に記しておきたい。

イタリアの週35時間法案については、法案の全文 訳を含む紹介を本誌98年夏季号(No.31)で報告し た。そこで記したように、法案は98年3月24日、当 時のプローディ政権の閣議で決定された。同法案は 国会に送付された後、下院労働委員会に付託され、 具体化に関する多くの施行法案が各党から提出され たが、10月に政権が倒れるまで放置された。新しく 成立した「左翼民主」ほかの連立によるダレーマ政 権は同法案を引き継ぎ、98年末から委員会審議を開 始した。しかし、主に連立与党内の政治的事情によ り法案の内容審議に入れないでいる。その事情の第 1は新政権成立に際し新たに連立与党となったUDF = 共和国民主連合が時短そのものに反対しているこ とであり、第2は共産主義再建党から分裂した新党 PDCI=イタリア共産主義者党が――週35時間制推 進の立場ではあるが――いわゆるトレウ法との整合 性など法案内容そのものの見直し・再出発を主張し ていることである。当面、審議の行き詰まりが打開 される見通しは立っていない。

(会員·欧日問題研究者)

— 26 —

労働総研クォータリー№35(99年夏季号)

韓国訪問雑感

柿崎 繁

98年9月、同僚研究者と一緒に、経済危機下にお ける自動車産業の調査のため韓国を訪れた。ここで は、過去2度ばかりの訪韓の経験と比べて、今回、 特に印象に残った点を、98年9月の経済危機下の韓 国の雰囲気として伝えることができれば幸いである。

初めての訪韓

私が初めて韓国を訪れたのは93年10月で、ある 研究会による浦項製鉄所・三星電子の工場調査に便 乗してのことである。初めてビザ無しで韓国に入国 出来た年で、関金フェリーで入国した。土産を両手一 杯に帰国する婦人達のお喋り、ヒッチハイクの日本 人学生等、自由に往来する状況は実に新鮮であった。

古墳群が散在して奈良を想わせる慶州で仏国寺を 見学し、夜は、労働者でごった返している庶民的な 食堂で韓国料理を食べた。銭湯に入り、オンドルの ある木賃宿に泊った。

浦項では圧延工場をみたが、最新式のコンピュー タ管理の工場からはほど遠かった。圧延工程が弱く、 新日鉄等へ技術指導を仰いでいる状況であった。印 象深かったのは、豪華なゲストハウス、幼稚園や学 校をはじめ生活に必要な一切が揃っていて地位や階 層によって入る社宅が判別できる高層社宅群、製鉄 所建設前の漁村の写真、電動式で製鉄所の全容を模 したミニチュア模型を前にして自信に満ちて説明す る幹部職員の顔、そして朴大統領の自筆で「鉄は国 家なり」と書かれた額縁である。鉄はこの国でも国 策で創出されたのだ。

ソウルへの途中、テジョン市で万博をみた。雑な IBMの出展会場を観たが、それでも人々は「ハイテ ク」製品に目を輝かせていた。世界中に韓国を知ら しめる運動に国中が参加している感じであった。チョ ナン市の独立記念館にもたち寄った。人はまばらで あったが、その広大さと記念館正面の像の偉容に圧 倒された。朝鮮民族に対する暴虐の限りを尽くした 日本民族の血に染められた過去を認識し、二度と過 ちをおこさぬ責任を問いかけられた。

初めてのソウルは、喧噪に溢れていた。ビル建設、 道路工事と、そこら中で昼夜を舎かず突貫工事を行っ ていた。ソウルでは新村近くの木賃宿を借りた。学 生たちが朝早く大学図書館の席確保のために向かう 姿が実に強烈な印象であった。大学では猛烈に勉強 するという。日本の大学との違いを思い知らされた。

3日目に訪問した水原の三星電子工場では、最新 の半導体工場をみることができず、本社の若手から 家電工場についての説明を受けた。ショールーム等 の宣伝文句は立派だが、垢抜けないデザインの製品 という印象を拭うことはできなかった。反面、警備 員も含めて工場はやたらと人が多く、部品等の頻繁 な搬入で活気溢れる工場という印象であった。

訪韓最後の夜はソウル市内の人の渦に圧倒された。 明洞大聖堂では光州事件の真相を求める人や反政府 運動をする人のテントがあったが、寝泊まりする人 はまばらで、周りに警官もいなかった。最後に、日 帝の総督府や旧日銀ソウル支店=韓国銀行などを見 学した。景福宮を遮断し覆い隠す位置に建つ総督府 の偉容に圧倒された。ともあれ、初めての韓国は、 私にとっては何回かの海外旅行で最も印象深い旅行 の1つとなった。

97年11月経済危機の始まり

2度目の訪韓はゼミ生を引率した97年11月の頃 であった。その年のソウルは暖かかった。前回とは 異なり、人いきれと工事による喧噪の街という感じ ではなく、ファッションやデザインが洗練されて華 やかになったが、少し人間がスマートになり、金を 稼ごうとギラギラした目つき等が薄れている感じが した。総督府が壊され、サッカーファンの若者の交

国際·国内動向

流が増え、この間の経済成長による所得増大が影響 したのであろうか。特に、当時大統領選が行われて いる最中なのにその雰囲気がなく、大勢の人々がい ても南大門市場に金大統領候補(当時)が来ていた など思いもよらなかった程である。そのうち街中で、 たすき掛けのいでたちで婦人達が何やら道行く人々 に呼びかけ始めたのに気がついた。貴金属供出と外 貨持出しの海外旅行を手控えるよう訴えていた。大 手旅行会社が海外旅行から手を引き会社をたたむ ニュースが流れたのは次の日だった。私達はアジア 通貨危機が韓国に押し寄せた頃に訪問したのだ。し かし直ぐには理解できなかった。周りの華やいだ雰 囲気、前日、第一韓銀アナリストから、韓国経済に 対する自信に満ちた解説を受けていたから。

帰国前夜、学生達とホテルでカラオケを楽しんだ。 そこでビジネスマンが唄っていた歌が、当時問題と なった竹島の韓国への帰属を叫ぶ歌であった。経済 危機が始まる中で苛立ちとともに、底流に流れる反 日感情が噴出してきたのであろうか。ともあれ、韓国 の経済危機の始まりを目の当たりにして帰ってきた。

経済危機下の訪韓

~主として自動車産業の状況~

経済危機下の訪韓は昨年の9月で、科研費による 自動車産業の調査のためであった。

初日は、高麗大学教員から韓国自動車産業におけ る生産管理の問題についてレビューを受けた。その 中で大量解雇に反対する現代自動車のストライキ問 題、大宇自動車の東欧展開の問題、また起亜自動車 の倒産問題などについて貴重な説明をいただいた。 また日本で何度か講演したことのある教員から日本 経済再生に対する韓国の熱い期待を聞かされた。

次に市内見学をしたが、今回は婦人の運動を見な かった。目に付いたのは、「IMF体制を乗り切ろう」 のスローガンと「IMF価格」というラベルであった。 スローガンは、OECD加盟後直ちにIMF管理下に入 る事態をもたらした政府への抗議を総動員的対応で 乗り切るためであり、ラベルは安売りを表していた。

次の日、大宇自動車工場に行った。稼働率の低さ と手持ちぶさたの労働者の姿が印象的であった。案 内の説明では、大宇は現代と比べて系列からの調達 割合が少なく、性能さえ満たせば価格で調達先が決 定されるという。現代の方は、多くの下請けを従え、 経済危機下でそれが死重となっているという。特に、 解雇を最小限に止めたストライキは、現代にとって 労働者解雇や下請け契約破棄に対する抵抗圧力にな るというのである。大宇の方がフレックスさにおい て現代を凌駕し、今年4月より始まる自動車輸入の 大幅自由化後、現代を抜くという意気込みが印象的 であった。

大字を後にして、倒産した起亜自動車の本社ビル を訪問した。国会前に位置するそのビルは、倒産に 抗議する労組の旗もなく静かで、倒産した韓国第2 位の自動車会社の本社ビルとは思えなかった。起亜 買収のための競争入札発表の時期で、提携先のフォー ドの入札不参加が話題となった。参入してまもない 三星自動車だと起亜にとって有利であることなど詳 しく説明してくれた。しかし、その内容よりも、私 達に奇異な感じを与えたのは、これが倒産した会社 の役員なのかと首を傾げたくなる程、何とも自信に 満ち溢れた態度であった。何も悪くはない自分たち に責任をかぶせた政府のやり方を口々に批判するそ の有り様に、私達は起亜の労働者も大変な経営幹部 を持ったものだと同情を禁じえなかった。

その日の夕食後、南大門市場からソウル駅まで散 歩した。市場は、人々でごった返す時間なのに薄気 味悪いほど静かで、足を踏み入れるのを躊躇うほど 人気がなかった。ソウル駅の地下道では大勢のホー ムレスが目に入った。驚いたのは、新聞の上に幼子 を真ん中にして両隣を両親が添い寝している姿の家 族が何組もいたことである。服装は、明日にでも仕 事ができるみなりであった。突然の解雇・倒産で路 上に放り出されたのであろうか。IMF管理下の引き 締め政策が弱い者にしわ寄せされる様を垣間見た思 いであった。

翌朝、ウルサンの現代自動車に向かった。本社工 場は、2.4万人雇用の世界最大の単一自動車工場で あるが、直前まで解雇撤回を求めた家族ぐるみでス トライキをやっていたとは思えないほど、整頓され た静かな工場であった。案内の話だと、韓国労働運 動は「成熟」してきて、闘争終了後直ぐに工場を立 ち上げができるように、ストライキ中でも工場を破

— 28 —

壊する様な行動はとらなくなったという。家族をも 巻き込んだ激しい街頭行動があっただけに、私にとっ ては意外であった。

工場では、アクセントという車の組立て工程を見 たが、「アンドン」や「カイゼン」運動等を導入して いたが、ラインの長さが印象的で、日本で脚光を浴 び始めたモジュール生産の導入にはなお時間を要す るように思えた。部品調達について案内の人に聞く と、周辺下請企業から70~80%調達されるという から、50%を切る稼働率の低下によるコスト削減圧 力は相当なものであろうと予想された。

ソウルへの帰路、今回の調査でお世話になった米 コンピュータ会社韓国支社の人から、韓国では薄板 鋼板の問題からデザインが制約されること、また部 品供給の下請企業の技術水準が低く、金型製作にお ける技術水準の低さや ME 導入の低さもあって、性 能や生産性上昇に種々のネックがあること、一方で

労働総研クォータリー№35(99年夏季号)

は必要な技術の輸入依存を脱却できないでいること、 そしてその反面として相変わらず勤勉な低賃金労働 に依存せざるをえない構造的脆弱性をもっているこ と等を聞くことができた。

韓国訪問最後の夜、お世話になった人達へのお礼 をかねて、伝統的韓国料理をともにした。同僚の一 人が大学院時代に指導したこともあり、旧交を温め つつ、厳しい韓国のビジネス事情を伺うことができ た。今想うと、事情を知らない私達に、丁寧にしか も率直に話してくれた親切な人々、そして困難な状 況に凛として立ち向かう態度に一種感動を覚えたも のであった。そうした気質を持った人々が多くいる 韓国はきっとこの困難を乗り越えるであろうと確信 して韓国を後にしたのである。

しかし、1999年2月現在、未だなお、韓国の状 況は改善されてはいないようである。

(明治大学教授)

税関賃金差別裁判横浜事案 東京高裁逆転勝利判決の歴史的意義

- 29 ---

はじめに

2月24日東京高裁で出された税関賃金差別裁判横 浜事案の逆転判決から2ヶ月余、全国の職場、地域 で大きな反響が広がっている。職場の青年が「おめ でとうございます。早く解決するといいですね」と 組合員に声をかけたり、統括官(課長職)が、「がん ばったかいがあったね」と激励してくれた、などの 報告が次々と寄せられている。

日本の主要な新聞も、「団結権侵害認める。組合側 が逆転勝訴」「国に250万円賠償命令」などと大き く報じた。

25年たたかわれてきた全税関の賃金差別裁判闘争 の到達点、今回の横浜判決の意義と今後の展望につ いてまとめてみた。

上山 興士

2月24日(水)午前10時、東京高裁民事11部 (荒井史夫裁判長)は、国に対し、全税関労組横浜支 部と組合員が賃金差別の是正を求めていた国家賠償 事件について、横浜地裁の判決を覆し、組合の主張 を認める判決を言い渡した。

判決の要旨は

- 1、一審判決の一部を取り消す
- 2、国は全税関横浜支部に250万円を支払え
- 3、個人組合員(原告)の分は棄却する
- 4、訴訟費用は国が7割、組合3割の負担とする と組合の主張をほぼ認めるものである。

その理由としては、国は、脱退勧誘など組合に対 する違法な支配介入を行ったものであるから、国公 法上の登録団体である組合(全税関)の団結権を違 法に侵害したとして、国は、国家賠償法一条一項に より、全税関横浜支部に対し、慰謝料を支払うべき 義務がある。

判決の内容

国際·国内動向

他方、個人組合員の損害賠償請求を棄却した理由 は、横浜税関当局に差別意思があり、第2組合員と の間に格差もあるが、組合員には違法な組合活動が あり、この非違行為がある以上、処遇の格差は、税 関長の裁量の範囲内で違法とまではいえない、とい うものである。

組合の団結権を侵害したと認定しながら、組合員 の団結権にもとづく組合活動を理由に個人原告の損 害賠償を認めないなど、矛盾を含んだ判決だが、全 体として画期的な勝訴といえるものである。

判決の特徴

今回の判決の最大の特徴は、全税関組合員と非組 合員との全体的・集団的な処遇の格差の存在や当局 による組合脱退工作、第2組合への援助・育成など をはっきりと認めた上で、これらは、「組合(国公法 上の登録団体である全税関)に対する違法な支配介 入であり、組合の団結権を侵害した」と断罪したこ とである。

このことは、当局が「分裂や第2組合の結成に関 与したことは全くなく、昇任・格、特昇等について 組合所属を理由として差別をしたことは一切ない。 仮に格差があっても勤務評定に基づくもので、裁量 権の行使に違法、不当な点はない」と主張してきた ことが全面的に否定されたことになる。

同時に、昨年「エコノミスト」誌等に掲載された 元大蔵省・東京税関幹部の野村氏の論文にあるよう に、当局が税関幹部に対し、「旧労(全税関)をつぶ すことが仕事の全部と心得てもらいたい」「旧労に残 る限り人生は絶望であることを自ら悟らしめよ」な どと駆り立てた当局の弾圧・分裂攻撃。これに一歩 も引かず、人間の尊厳と団結権を守るために闘って きた全税関労働組合。その正しさが、裁判の場でも 証明された歴史的勝利といえるであろう。

さらに注目される点は、判決のあと裁判長が「判 決文には書かなかったが」と前置きし、「本訴訟が長 期に及んでおり、時代も変わっている。労使で収束 に努力してほしい」と、異例のコメントを行ったこ とである。

公害闘争など、長期かつ大きな裁判では、裁判長 が「早期収束」を要請したことがあるが、労働事案 では珍しいとのことである。

横浜事案では、地裁と高裁の段階で、裁判所から 和解の打診があり、組合側はテーブルにつくことを 了承したが、当局側は、一切拒否してきた。裁判長 による「早期収束」の要請は、当局の和解拒否への 回答と言えるものであろう。

裁判闘争の経過

全税関は1960年の歴史的安保闘争に参加し、職 場の民主的な権利や諸権利を勝ち取り、力量を蓄え ていった。同時に、国公、港湾をはじめ地域の仲間 と連帯を強め、地域や国民の要求に取り組むように なった。

政府や大蔵省・関税局は、こうした動きに警戒を 強め、1961年12月15日、当時、全税関の最大支部 であった神戸支部の支部長以下3名に首切り弾圧を 加え、分裂・組織破壊攻撃を強行してきた。

そして、1965年頃までに全国8つの支部すべて に、第2組合がつくられ、全税関組合員に対して、 昇任、昇格、特別昇級、研修、出張、宿舎入居、果 ては冠婚葬祭にいたるまでの差別が行われた。

こうした中で、最高時6000名近くいた組合員が 700名前後に激減させられる状況になった。

全税関は、1973年の定期大会で、組合員に対す る差別は「賃金制度を悪用した団結権の侵害であり、 不当な差別による損害を賠償せよ」として、国を相 手に裁判闘争を行うことを決定した。

翌74年6月、東京・横浜・大阪・神戸の4支部と 430名の原告が総額4億5千万円の賠償を求めて各 地裁に提訴した。

地裁判決は、92年2月の神戸地裁にはじまり、大 阪・横浜・東京と続いたが、大阪、東京が勝利をか ちとり、神戸、横浜は敗訴となった。

特に95年2月の東京地裁の勝利判決は、その10 日余り前大阪高裁で逆転敗訴となった直後の勝利で あり、しかも国を相手にした首都東京での成果に、 組合員は大きな確信を持った。

神戸事案は高裁でも敗訴となり、大阪ともども最 高裁へ移り、東京は高裁で結審が近づいている。

このような中での今回の横浜事案の逆転勝利は、 裁判闘争の局面を大きく変えるものとなった。

— 30 —

横浜判決の意義

今回の横浜判決は、92年12月の地裁判決を逆転 したばかりか、大阪・東京の地裁判決を前進させ、 大阪・神戸の高裁判決を明確に否定した歴史的判決 である。

25年余りたたかわれてきた裁判の争点は、全税関 組合員と他の職員との間に格差が存在するのかどう か、存在するとすれば、それは当局の差別意思によ るものかどうか、という点であった。

被告である国は格差の「認否」を拒否していたが、 原告側が当局の資料を調査し、格差が存在すると主 張したのに対し、「積極的に争う意思はない」(横浜・ 神戸)として事実上格差の存在を認めた。

ところが、当局は、裁判が進行した81年(7年 後)、突然原告の行ったリボン、プレートなど組合活 動が違法であり、勤務成績に影響したとして大量の 墨塗り現認書を提出してきた。

86年11月、組合差別を謀議した関税局のマル秘 文書が国会で暴露され、88年には東京税関での全税 関対策の幹部会議事録が明るみに出て、証拠として 裁判所に提出された。

一審の横浜地裁裁判では、原告が主張した税関当 局が行った不当労働行為の事実、賃金格差の存在、 謀議文書の成立などを認めながら、『全税関は「安保 闘争」などを通じ違法行為をくりかえす組合だから 「脱退干渉」をしたり、「人事差別」を行うことも許 される』というとんでもない結論を押しつけてきた のである。

この判決には、全国から大きな怒りが巻き起こり、 さすがに東京高裁は、「原告の職務遂行能力が他の職 員より劣っていなければ裁量権の乱用にあたる」と の方向で訴訟指揮をした。

その結果として、判決は、「全税関の勢力や活動に 対する嫌悪、警戒意思と第2組合の勢力伸張への期 待をもって、組合に対する違法な支配介入を行った」 と当局を明確に断罪したのである。

これは、脱退工作や第2組合の育成などを認めな かった東京、大阪の地裁判決をさらに前進させ、当 局が組織的・計画的に差別意思をもって不当労働行 為を行ったことを確定したことになり、当局の主張 -労働総研クォータリー№.35(99年夏季号)

は基本的に否定された。

今後の展望

今まで見てきたように今回の横浜判決は、25年の 裁判闘争の新たな局面を切り開いただけでなく、税 関の労働運動においても大きな到達点を築いた。

1947年に1700名で結成された全税関労働組合 は、さまざまな困難を克服し、職員と家族の生活を 守り、税関行政の民主化、平和と民主主義擁護のた めにたたかいぬいてきた。

安保闘争や神戸3氏への不当解雇撤回のたたかい、 違法な弾圧・差別反対闘争など苦しくきびしい日々 が続いたが、職場や地域の仲間に支えられ、のりこ えてきた。

当局は、差別政策の基本を変えていないが、この 24年のたたかいで、統括(課長相当)76名、7級 上席官557名、特別昇給1796名を発令させるなど 成果を上げてきている。

このほか、妊産婦の通院休暇を法制化させたとり くみ(東京)、失明した仲間を復職させた闘い(横浜) など職場の切実な諸要求を大きく前進させてきた。

また、輸入食品の安全性問題で、港見学案内・講師活動に取組み、16年間で2千回以上、8万5千人の国民と交流を行ってきた。

平和の問題でも、原水爆禁止世界大会に毎年参加 し、原爆が投下された6日と9日には、神戸を中心 に雨の日も風の日も毎月署名行動を続けてきた。

このような全税関の運動が、広範な職場の仲間や 国民諸階層に支持され、着実に前進してきたことは、 大きな意義がある。

今度の横浜判決は、全税関の過去・現在をふまえ、 「全税関労働組合は国公法上の登録団体である」と し、当局が「このような組合に違法な支配介入を行 い、組合の団結権を侵害した」と断定したのである。

私たちはいまこそ、税関にはたらくすべての仲間 が、横浜判決の歴史的到達点に確信をもって、職場 の統一へ向け大きな流れを作っていくときだと考え ている。

全税関は、今後とも全力でたたかう決意である。 (全税関労働組合中央執行委員長)

— 31 —



1

本研究所の理事で中心メンバーの一人で、労務管 理の批判的研究で知られる木元進一郎氏がこの度『能 力主義と人事考課』を上梓された。

99年4月から女性の深夜勤務が「解禁」され、ま た来年4月からは「裁量労働制」が拡大適用される など、労働と雇用をめぐる環境は悪化の一途である。 この労働法制と労働環境の改悪のねらいは、「高コス ト体質の改善((日経連)にむけた、雇用の柔軟化 (不安定化)と労働者間競争の強化・促進にある。そ こでは年功制の最終的放逐と人事労務管理の能力・ 成果・業績主義化が志向されている。従業員の賃金 と処遇の実際は、例えば職能給の強化、年俸制、ス トック・オプションなどにみられるように、団体交 渉ではなく、人事考課=査定を使って個別的・個人 的に決められることになる。人事考課・査定が各人 の処遇を決める最大の「道具」となるわけだが、事 の重大さに比べて、この分野の研究はこれまできわ めて手薄であった。人事考課・査定に関する批判的 な書物は、単行本としては評者が知る限り皆無であっ たから、本書は文字通り本邦初であると思われる。

※なお、人事考課について批判的に言及している文献として は以下を参照されたい。鈴木良始『日本的生産システムと企業 社会』北海道大学図書刊行会、1994年。黒田兼一「職能資格制 度と競争的職場秩序」木元進一郎編著『激動期の日本労務管 理』高速印刷出版事業部、1991年。同「英国における業績考課 給と労働組合」『経済経営論集』(桃山学院大学)、1994年。同 「賃金体系と労使関係」稲別正晴編著『ホンダの米国現地経営』 文眞堂、1998年。また必ずしも批判的研究ではないが、橋本俊 昭編『査定・昇進・賃金決定』有斐閣、1992年、も参照される べきである。なお遠藤公嗣氏はこれまで優れた論文を発表され てきたが、それらを基礎に人事査定そのものに焦点を絞った初 の本格的な研究書を近刊の予定と聞く。遠藤公嗣『日本の人事 査定』ミネルヴァ書房、1999年。 木元進一郎著

『能力主義と人事考課』

黒田 兼一

2

まず序章を含めて5つの章と補論からなる本書の 概要を紹介しよう。

序章では、日本の労働者をして「長時間労働にか りたてるものは一体何か?」が検討されている。こ の問いにたいする木元氏の答えは明瞭である。すな わち、「人事・労務管理主導型の労資関係」=「日本 型労使関係」は海外先進諸国にはみられない労資協 調性と労働力利用の弾力性・効率性を特徴としてお り、そこでは「専制的・恣意的な人事考課」が重要 な役割を果たしているというのである。

21世紀に向かって使用者団体から「人事考課の見 直し」発言が相次いでいるが、第1章ではその意味 が分析されている。それは専制性、主観性、密室性 という人事考課にたいする労働者の不満や不信に答 えるためではなく、人事労務管理のより一層の弾力 化と効率化のためであって、それ故に、今後とも人 事考課は重要性を増すと主張されている。

続く第 II 章では、戦後の賃金制度の変遷過程をふ まえながら、職能給・職能資格制度の仕組みとその 実態が明らかにされる。「職務遂行能力」による処遇 という「たてまえ」の実際は、特定の者にたいする 恣意的な運用(「(能力の)著しく劣る者」および「民 主的な組合活動家」=差別的処遇、「著しく優れた 者」と「企業主義的組合幹部」=優遇)と、それ以 外の者にたいする年功的な運用とが巧みに使い分け られていたと主張される。その「使い分け」を可能 にする中心装置が人事考課にほかならないと力説さ れる。以上のことがA化学企業の詳細な事例研究に よって実証されている。

第Ⅲ章では著者自ら実施した電子・電機関連の在

— 32 —

英日本企業4社の事態調査に基づいて人事考課の日 英比較がおこなわれている。そもそもイギリスでは ブルーカラー層への人事考課の適用率が低いが、調 査した4社いずれもブルーカラー労働者にも適用し ている。だがその内実は、考課項目が仕事およびそ れに関連する客観的な項目に限定されていること、 人事考課の過程や結果が「ガラス張り」にされてい ることなど、イギリス的特徴が反映されたものであっ た。このことから木元氏は在英日本企業では「『平等 主義』"a rate for the job"を伝統的な原則とする イギリスの土壌に即応するよう、モディファイされ つつ導入・実施されており、いわば、日本型人事考 課の『イギリス化』ともいえるのではなかろうか」 と結論づけている。

最終章(第IV章)では、以上の分析を前提につつ、 日本の人事労務管理の全体的な特徴の国際的な位置 づけが試みられている。職務規制の「弾力化」の程 度や職場秩序のありようなどを基準において考察し てみると、日本のそれは「底なし・垣根なしの弾力 化」ともいえるほどの特異な存在であるとされる。 その根底には労働組合の際限ない企業主義化と日本 独特の採用方式および技能・熟練形成方式が関係し ていると論じられている。

なお補論では鉄鋼産業を中心に人事考課とそれを 基礎にした職能資格制度の形成と展開過程の特徴が 分析されている。

3

以下、評者の勝手なコメントを記す。

第1に、本書の結論的主題は、「日本の労働者を長 時間労働にかりたてるもの」、「労働力をきわめて効 率的かつ柔軟に利用することを可能にしているもの」 は、「使用者による専制的・恣意的な人事考課が重要 な役割を果たしている」ということであるが、この 鋭い主張が序章から補論にいたる全ページにわたっ て説得的に展開されている。まずこの点を高く評価 すべきであろう。

第2に、本書の水準を高めているのは、A化学企 業の事例研究と、在英日本企業4社の実態調査にあ る。ある意味では本書の主題のすべてがこの2つの 章に凝集されている。この2つの章を読むと、同じ

-労働総研クォータリーNo.35(99年夏季号)

人事考課といえども彼我の違いに驚かされる。驚か されるだけではなく、人事考課のオールターナティ ヴを考える素材が提供されているといえよう。

第3に、人事考課が本書によって初めて本格的に 研究の俎上に載せられたことは重要である。日本の 人事労務管理の特異性と矛盾は人事考課制度に凝集 していると思われること、冒頭に述べたように成果・ 業績主義が普及するにつれてこの人事考課制度の重 要性が高まること、また今後はジェンダー的視点か らの人事考課のあり方の検討が不可欠になると思わ れること、こうした点を考慮すれば、人事考課に関 する本格的な研究は計り知れない意義がある。本書 はその出発点に位置づけられる。

第4に、人事考課の恣意性との関連で、木元氏は 職能給と職能資格制度において差別的処遇と年功的 処遇の巧みな使い分けがおこなわれたとしているが、 この主張には若干の疑念をもつ。この場合、年功制 (木元氏は「年功性」と表記している。誤植でないと すれば、その含意をうかがいたい)をどう理解する のかにも関わるが、また結果として年功的処遇となっ たことは事実であろうが、しかしそれが意識的・意 図的であったのか、意図せざる結果であったのかは 必ずしも明らかではない。「使い分け」よりはむしろ 恣意的人事考課による差別と優遇、「底なしの不安と 淡い期待とのはげしい葛藤」と従業員間競争、その 下での競争主義的な職場秩序の側面を強調すべき だったように思われる。

最後に、渡辺峻氏が本書に関連して「資本側の意 図やネライとは別に……現実の矛盾に満ちた『制度』 そのもののなかの『合理的』側面について、冷静な 目配りが不可欠である」との批判的な見解を表明さ れている(雑誌『経済』№44、1999年5月号、新 日本出版社)。「能力主義から成果・業績主義へ」と いう近年の動向を、「民主・公平・公正な処遇」のた めの人事考課の民主的規制を実現する立場から、渡 辺氏からの批判を受け止めながら、検討していく必 要があるように思う。

ともあれ21世紀を目前にして、「人間らしい生活 と人間らしい労働」の実現のために私たちは何をす ればよいのか、このことを深く考えさせられる書物 である。

— 33 —

書評

(新日本出版社・1998年12月刊・2000円) (明治大学教授)

角瀬保雄編著

『「大競争時代」と規制緩和』 藤田 実

日本経済は、91年のバブル崩壊以後、長期にわた る停滞状態が続いており、景気回復の見通しがつか ない状態が続いている。実際に、政府見通しでは99 年度は0.5%成長とされているが、多くの民間シン クタンクはマイナス成長を予測している。これに対 して、アメリカでは「黄金の60年代」に匹敵する 「成長」(実際は、情報バブルと株バブルであるが) を続けており、99年2月の失業率は日本が4.6%、 アメリカが4.4%と日米が逆転するに至っている。

日本経済の停滞とアメリカ経済の「好調」という 対照的な経済状況を受けて、日本経済復活の処方箋 として、規制緩和に対する要求が一段と激しくなっ ている。例えば、労働法制に関しては、派遣労働と 民間の職業紹介をほとんどの職種に広げる労働者派 遣法と職業安定法の改正案が国会に提出され、可決 される方向にある。

私たちは、最近、こうした財界流の規制緩和路線 に対抗する強力な理論的武器を手に入れた。本書 『「大競争時代」と規制緩和』の刊行がそれである。

まず本書の構成と執筆者名(敬称略)を紹介して おこう。序章「規制緩和への視点」(角瀬保雄)、第 1章「日本版『金融ビックバン』と国民生活」(斉藤 正)、第2章「テレコムビジネスの規制緩和とNTT 分割」(井上照幸)、第3章「公共交通の規制緩和と 国民生活」(青木俊昭)、第4章「流通の規制緩和と 申小業者、地域社会」(田中哲)、第5章「独占禁止 法の「改正」と規制緩和」(木元錦哉)、第6章「日 本的労使関係の転換と規制緩和」(木下武男)、第7 章「農業の規制緩和と農業・食糧問題」(神田建策)、 第8章「地球環境への規制緩和の影響」(増田善信)、 第9章「医療・福祉分野における規制緩和と国民生 活」、第10章「『行政改革』と国民の利益」(中西啓之)。

この構成を見ただけでも、本書は理論的問題から 産業、労使関係、医療・福祉分野、地球環境、行政 改革に至るまで、現在の規制緩和政策に関わるほと んどあらゆる分野を対象にして、それが国民生活に 与える影響を分析しているということがわかるであ ろう。

国民生活に対する影響という点から本書を見てみ れば、次のようなマイナスの影響が指摘されている。 まず序章では、弱肉強食の「大競争」によって、大 資本の利益追求を保障するのと対照的に失業と生活 不安をもたらすものであることが指摘されている。

第1章の金融ビックバンでは、カジノ資本主義の さらなる進行、外資系金融機関の「プレゼンス」の 高まり、銀行労働者に対するリストラ合理化の推進 と地域経済の衰退などが指摘される。

第2章のテレコムビジネスではNTTの持ち株会社 化を契機とするリストラの推進と株主代表訴訟の骨 抜きの問題点が指摘される。また、プライスキャッ プ制について次のように述べられているが、これは 情報通信分野では規制緩和のメリットのみが評価さ れる傾向があるだけに貴重な指摘である。すなわち、 「現に米国では、プライスキャップ制の下で独占的な 地域電話会社ナイネクックスの市内通話料金が、90 年から94年の間に77%も値上げされた。」

第3章の公共交通では運行基準の緩和と安全性の 軽視の問題が日本発発着便の異常運航件数の増加と いう形で実証される。また、幅運賃という形で自由 化された後も航空運賃は低下していないこと、さら にタクシーやバス事業の規制緩和では、労働条件の 低下が必至であることなどが批判されている。

第4章の流通業では、大店法の規制緩和によって、 空き店舗問題、モノづくりの空洞化、中小商店街の 空洞化が促進されていることが実証される。また、 中小小売業の衰退によって地域の商店街や中小小売 業者が果たしてきた引き売り、配達やご用聞きなど の福祉的役割が後退する危険性があることが指摘さ れている。

第5章の独禁法では、とくに独禁法4章の企業結 合規制の緩和に対する影響について、次のように述 べられている。すなわち、「企業結合規制の緩和は、

— 34 —

市場支配力の形成に対する抑止力の欠如、監視力の 弱体化をもたらすから、企業間の結合関係を複雑、 不透明にしたり、それのみならず、企業グループや 系列関係の強化につながる危険性がある。」規制緩和 は、競争原理を徹底させることに主眼があるのだか ら、本来は独占禁止法の強化こそ必要なのに、ここ では正反対のことが行われようとしていることに注 意すべきである。

第6章の労使関係では、現在生じている賃金と雇 用の大転換を労働分野の規制緩和に関わらせて説明 し、それは日本的労使関係の解体を導くものである とし、次のような対抗策を提示している。第1に、 企業内における賃金の既得権の擁護とその組み替え、 新たな賃金基準の確立のための政策、第2に終身雇 用制の擁護から、解雇規制と横断的労働市場の規制 へという政策、第3に「男女共通規制」原則と「男 女共の家族責任」原則に基づいて労働条件の規制緩 和をはかることが、対抗政策として提示されている。

第7章での農業分野では、WTO体制成立にとも ない、生産者には米価の下落による農業所得の減少、 消費者には農産物・食料の安全性をめぐる不安の増 大などが生み出されていることが指摘され、規制緩 和によって国内農業が縮小再生産されつつある現状 が鋭く告発されている。

第8章の環境問題では、規制緩和による環境問題 への影響が大店法から自動車、コメ問題、木材の輸 入自由化、ゴルフ場問題、ごみ焼却場とダイオキシ ン問題に至るまで、広範な領域にわたって分析され ている。そして環境破壊を防ぐ基本は規制と環境ア セスメント基本にすべきことが提示されている。

第9章の医療・福祉分野では社会保障の構造改革 と営利企業の医療・福祉分野への参入による影響が 分析されているとともに、医療・福祉における「競 争的市場モデル」の落とし穴についてアメリカの研 究をもとに具体的に指摘されている。

第10章の行政改革・自治体改革では、民間委託に よって労働条件の低下がおきること、職員に対する 成績主義的人事管理によって、職員が分断され、住 民ではなく査定権者の上司の意向をまず考えるよう な官僚的な職場がつくられること、さらに自治体再 編ではコミュニティの破壊、過疎化のいっそうの進

労働総研クォータリー№.35(99年夏季号)

行などのマイナスの影響が指摘されている。

このように、本書を読むと、規制緩和は国民生活 に対して破壊的な影響を与えるのであり、それは規 制緩和論者がいうように「多少の痛み」どころの話 ではないことがよく理解できる。もし、このまま規 制緩和が推進されるならば、たとえ経済や産業は「回 復」したとしても、国民は「安定した職業生活」「不 安のない生活」はもはや望めなくなるのではないだ ろうか。国民は資本主義のむき出しの競争原理(= 「競争」と言う名の暴力)の中で一人で立ち向かわざ るをえなくなるのではないか。

このような規制緩和による資本主義のむき出しの 暴力性に対抗して、国民生活を安定的に維持するた めに今必要とされるのは、規制緩和路線に対抗する 対抗戦略構想であろう。規制緩和推進路線に対して 理論的・実証的に反対すると同時に、規制緩和から のマイナスの影響を最小限にするための政策提起が 求められる時代に入ったのではないか。最近、規制 緩和論者でさえ議論せざるをえなくなっている、国 民生活に対するセイフティーネット(安全網)の構 築である。この点では、それぞれの領域で「大企業 に対する民主的規制」「多国籍企業の規制」など対案 はあるが、規制緩和が推進される状況の下で、国民 生活の安定的な維持・発展のために最低限必要なセ イフティーネットとは何かが明らかにされる必要が あるのではないか。またそれと同時に規制緩和とい う資本主義的原理の再構築に対抗するためにも、情 報と金融のネットワーク化という産業革命にも匹敵 すると思われる一大変革をふまえての、日本経済再 構築の展望とその再構築の主体の提示が必要なので はないかと思われる。

(新日本出版社・1998年11月刊・2900円)(会員・桜美林大学助教授)

新刊紹介



建設労働協約研究会編

『建設現場に労働協約を ──建設労働運動の到達点と新しい課題──』

本書は、東京土建、全建総連の組合役員と学者、 研究者が数年にわたる研究会を持って、今日の中小 土建業者、職人・労働者が直面している仕事と暮ら しの破綻、自殺者を生む就業環境と労働条件の破滅 的状況から脱出し、建設産業を民主的に構築する為 の労働組合の取り組みとして、労働協約運動を位置 づけ、提起する立場でかかれたものである。

内容は、はじめに、第1章「日本の建設産業の構 造と最近の変化」、第2章「なぜ建設産業における労 働協約をめざすのか―建設労資関係史―」、第3章 「日本の建設労働運動の特質」、第4章「欧米諸国の 建設労働運動と労働協約」、第5章「労働協約をめざ す運動の到達点」、第6章「労働協約をめざす建設労 働組合の課題」から構成されている。

建設現場労働者の賃金・労働条件をはじめとする 諸条件は、他産業の水準を大きく下回り不安定な状 況におかれている。その原因は、産業の賃金・労働 条件決定のあり方が労働組合を排除した産業秩序に あるとし、建設産業とその労資関係を歴史的に概括 し、「労働組合排除型建設産業秩序」を長期にわたっ て存続可能としてきた条件を検討している。そして、 政官との癒着、公共事業費の無駄使い、膨大な不良 債権とその放棄要請等で大手ゼネコンは、国民のか つてない厳しい批判にさらされている。このことは 「労働組合排除型建設産業秩序」が急速に解体の方向 に進んでおり、労働組合を位置付けた新たな産業秩 序に変革される必然性がある、としている。

日本の労働組合組織率が一貫して低下しているな かで、親方層から雇用労働者までを地域を中心とし た個人加盟で組織している全建総連は、30数年間で 10倍近い71万5000人に成長しており、国際的に見 ても新しい先進的な経験をつんでいる。その建設労 働運動がめざす労働協約運動の性格は、一般的な労 働条件規制のみならず、産業民主化・経済民主主義 的性格を強く持ち、同時に企業別組合を主流とした 戦後日本の労働組合運動のあり方に大きなインパク トを与えるとその特質を述べている。「労働協約をめ ざす運動の到達点」では、土建関係労働組合が取り 組んできたこれまでの運動が整理され、労働協約をめ 渉機構の確立を展望した運動が述べられている。労 働協約実現の道は、重層的下請構造のもとで進めな ければならないゆえに非常に困難な課題であるが、 重層的下請構造の打破と同一の課題であり、大手建 設資本と対抗しつつ、地域から建設産業を構造的に 改革する課題でもある、と結んでいる。

業界再編成が急ピッチで進められ、産業の荒廃が 広がるなか、展望をもった闘いを進めるためにも建 設労働者・職人や建設中小業者、生活密着型公共工 事を望む多くの国民にも読んでほしい冊子である。

(大月書店・1998年9月刊・1300円)(荒川幸子・建設政策研究所理事)

真田是、小川政亮、浅井春夫著

『「社会福死」への道

―社会福祉基礎構造改革の問題点―』

ショッキングなタイトルである。

深刻化する介護や保育の問題を採り上げるまでも なく、社会福祉サービスの拡充が、国民生活にとっ て、重要な意味を持つことが明らかになってきてい る。その社会福祉が、政府・厚生省の進める社会福 祉基礎構造改革(以下、基礎構造改革)によって、 「瀕死」の危機にさらされている。そういう情勢認識 を、ストレートにあらわしたタイトルである。

本書は、介護保険導入を直接的きっかけとして提 起された、基礎構造改革のもつ危険性を「国民に急 いで知らせ、広範な国民的連帯の運動を創り出す」 ために、緊急出版されたブックレットである。

真田、小川、浅井、3氏の文章と、審議会報告な ど関連資料により構成される。論述内容は、基礎構 造改革をめぐる論議の中で、厚生省側が提起した「社 会福祉の公的責任の中軸を担ってきた措置制度の廃

— 36 —

止」への批判に集中している。とかく拡散しがちな 論点に惑わされることなく、基礎構造改革の本質に 迫ることができる。

真田氏は、厚生省がすすめる基礎構造改革の概要 を整理した上で、措置制度廃止によって、福祉分野 に企業参入などがすすみ「社会福祉も資本活動の領 域に編入」されると喝破する。

小川氏は憲法の生存権規定から、社会福祉諸法の 体系を説き起こし、措置制度の持つ意義を確認する。 特に基礎構造改革をすすめる側の措置制度批判がい かに根拠を持たないかが、鮮明に示される。

浅井氏が最後に、基礎構造改革の出てくる背景、 その概要、ねらい等をコンパクトに整理し、総論的 な批判を展開する。特に、福祉を市場競争に委ねる

労働総研クォータリーNo.35(99年夏季号)

ような改革をすすめたイギリスやアメリカの経験を 紹介する部分は、読者が基礎構造改革の行方を予測 するために有効な判断材料となるだろう。

政府・厚生省の動きは急だが、課題山積の中、マ スコミの採り上げ方も不十分で、この問題について 社会的な注目が集まっているとは言い難い。国会情 勢との関係もあるが、本書出版の努力を無駄にしな いためにも、多くの方が、一刻も早く本書を手にす ることを期待したい。この書を出発点に、人権保障 の立場から、国民実態に即した社会福祉を展望する、 広範な論議と運動をすすめたいと考える。

> (かもがわ出版・1999年2月刊・571円) (逆井直紀・会員・保育研究所)

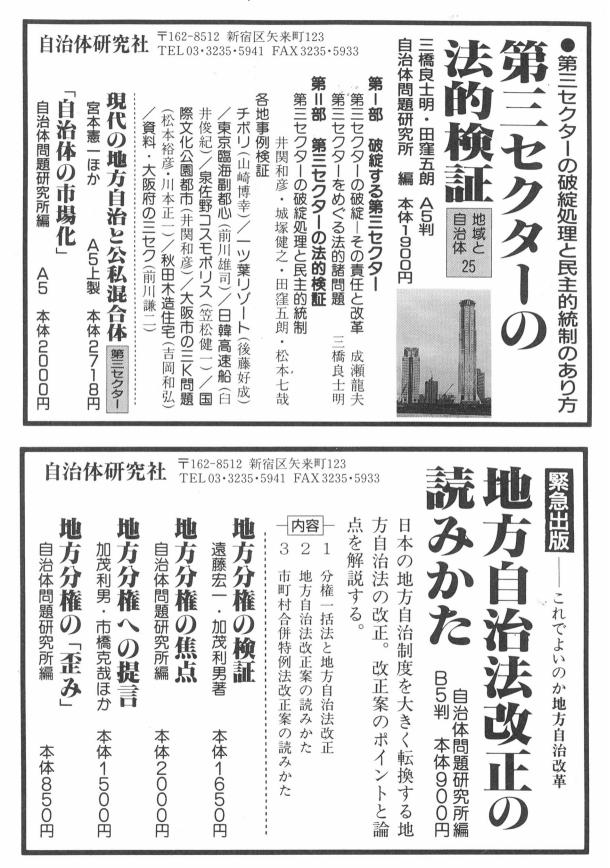
ç~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
次号No.36(199)	9年秋季号)の主な内容(予	定)	Ş
🗴 ・公的資金注入と	金融機関の動向	小西	
くうちょう くうちょう (特集) 公的サ	ナービスと民主的行政改革	小沢 辰男	ほか
🖇 🤇 (国際・国内動	加向〕		ş
	労働の現状と課題	広木	道子
・産業空洞化と労	9働運動一福岡	藤田	勝輝
ζ			\$
Ş			ζ.
\$ (他に書評・新刊	別紹介など。題はそれぞれ仮題・内	容は変更することがあります)	Ş
ξ	発行予定日 1999年9	月15日	ζ
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

**5**月24日、小渕政権は現憲法下の日本では許されない新ガイドラ イン関連法案を、十分な国民的議論を拒否して強行成立させた。巻 頭の渡辺治論文は、新ガイドラインを産んだ日米共通の背景を、自由市場の拡大を求 めた米国の世界戦略と日本の軍事大国化への転換の衝動とを関連させながら奥の深い 分析を行っている。続く2つの論文、「雇用流動化と最低賃金制への視点」および「北 海道の政治経済状況と当面する課題」は、深刻化している失業問題や地域経済の破壊 を打開し、労働者、勤労国民の生活擁護、地域経済再生のための運動展開の方向を追 究している。

ホットな情報を提供する「国際・国内動向」は、フランスの週35時間制闘争、韓国 労働事情、税関労働者の賃金差別事案に対する逆転勝利判決を紹介している。書評、 新刊紹介等をふくめ、忌憚のないご意見、ご感想をいただきたい。 (T.U.)

季刊	労僑	動総研クォータリー №35 (1999年夏季号)
		1999年7月1日発行
編集・多	卷行	労働運動総合研究所
		〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1
		ユニオンコーポ403
		TEL 03 (3940) 0523
		FAX 03 (5567) 2968
		インターネットホームページ
		http://www.iijnet.or.jp/c-pro/soken/
印	刷	有限会社なんぶ企画
頒	価	1部 1,250円 (送料180円)
年間購讀	売料	5,000円(送料含む)
		(会員の購読料は会費に含む)
		振 替 00140-5-191839

https://rodosoken.com/



#### https://rodosoken.com/

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.35 Summer Issue

# Contents

New-Guidelines : The U. S. and Japan, Structural Changes in Postwar Society

Osamu Watanabe

A Point of View on Fluidization of Employment and National Minimum Wage System

Kazuyuki Kusajima

Hokkaido's Political, Economical Situation and Present Problems

Katsumi Kataoka

#### Information at Home and Abroad

*	Struggle to Achieve a 35-Hour Work Week System in France Entering the	
	Second Round	Tadao Miyamae
*	Miscellaneous Impressions about the Visit to Korea	Shigeru Kakizaki
*	Custom Workers Turned the Tables and Won in the Tokyo High Court	

over the Case of Yokohama of Lawsuit on Discriminatory Wage : Historical Significance of the Victory Koji Ueyama

#### **Book Review:**

- * "Merit System and Personnel Evaluation," Shinichiro Kimoto Kenichi Kuroda
- * "Era of Grand Competition' and Deregulation," edited and written by Yasuo Kakurai
   Minoru Fujita

#### Introduction of New Publications :

- * "Labor Contract Called for at Construction Sites," edited by the Study Group on Construction Labor Contract Sachiko Arakawa
- * "Road toward 'Death from Social Welfare System'," Naoshi Sanada and others

Naoki Sakasai

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023 Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.35 頒価1,250円 (本体1,190円) (会員の購読料は会費に含む)